令和７年度

武蔵野市子どもの権利擁護委員

活動報告書



武蔵野市子どもの権利条例
マスコットキャラクター
ミミワン



武蔵野市子どもの権利擁護センター「 まもルーム 」

は じ め に

国のこども基本法が令和５年４月に施行され、時を同じくして武蔵野市子どもの権利条例も施行されました。その後も毎年、全国の自治体で子どもの権利条例が制定され、子どもの権利救済機関が立ち上がっています。このように全国的に子どもを保護する制度が着実に前進している一方で、SNS 被害、いじめや虐待など、子どもの尊厳と安全を脅かす問題は依然として深刻であり、子どもの意見を尊重する社会への転換もまだその途上にあります。

社会に目を向けると SNS を通じて子どもが性被害や脅迫、性的搾取の被害に遭う事例などが多くあります。SNS をきっかけに事件被害に遭った小学生の被害者数も増えており、不同意わいせつや児童ポルノなどの性被害も少なくありません。スマートフォン利用の低年齢化に伴って、オンライン空間での安全確保が大きな課題となっています。また、児童相談所が対応する虐待相談件数も依然として高水準で推移し、乳幼児への虐待やネグレクト（養育放棄）のほか、教育虐待も社会問題として指摘されています。これらの被害の共通点として周りの大人から見えない「閉鎖的な空間・関係性」が挙げられます。そのような場面で子どもたちがどうすれば助けを求められるのか、どうすれば辛さや困り感を相談できるのかは大きな課題であり、信頼できる大人が近くにいることや相談しやすい場所が近くにあることが必要です。２年度目の私たち「まもルーム」の取組みは、そのような問題意識にアプローチを試みたものになったと感じています。

令和７年４月の２年度目のスタートは、新しく相談・調査専門員１名を迎え、擁護委員３名と相談・調査専門員３名、事務局１名という万全の体制で臨むことができました。初年度の半年間に撒いた種が少しずつ芽吹き始めたことを実感できた１年間でした。条例のキャラクター「ミミワン」や権利擁護センターの愛称「まもルーム」の認知度は上がってきましたが、次は子どもたちの相談機関としての「まもルーム」の機能、すなわち「気軽に相談ができる場所」として子どもたちに認知してもらう必要があります。

子どもが誰かに「相談する」ことの心理的ハードルは大人以上に高いため、相談の間口を大きく広げ、子どもたちにより身近な存在となっていくことが重要です。困り果ててから相談にくるのではなく、気が向いたときに、何かのついでに、愚痴をこぼすついでに、ちょっと話を聴いてほしいな…と気軽に相談できるような時間と場所を子どもたちに提供できないだろうか。そんな議論を重ねながら、子どもたちと直接に関わることのできる場を多く作っていくアウトリーチ活動に力を入れました。初年度に引き続き実施した小中学校での「権利授業」や各種イベントへのブース出展に加えて、新たに子どもの集う場である武蔵野プレイスを借りた「まもルームカフェ」や「出張相談」に取り組みました。「まもルームカフェ」の反響は大きく、幅広い年齢の子どもたちがたくさん参加してくれ、子どもたちとおしゃべ

りや遊びをしながら、普段の悩みごとを聴いたり一緒に権利のことを考えたりすることもでき、とても有意義でした。

　そして令和７年度最大のニュースといえば、やはり待望の「ミミワンの着ぐるみ」が年度末に完成してお披露目されたことです。かわいすぎるこの強力な味方と共に、「まもルーム」は令和８年度もしっかりと子どもたちと歩んで参ります。

武蔵野市子どもの権利擁護委員　代表　　橋詰　穣



武蔵野市子どもの権利条例マスコットキャラクター「ミミワン」

目次

Ⅰ　武蔵野市子どもの権利擁護センター　「まもルーム」の概要 1
　１　武蔵野市子どもの権利条例 2
　２　武蔵野市子どもの権利擁護委員 4
　３　武蔵野市子どもの権利擁護センター「まもルーム」 6
　４　武蔵野市における子どもの状況（令和８年４月１日時点） 9
Ⅱ　令和７年度の活動内容 １１
　１　相談・救済活動 １２
　２　事例紹介 １９
　３　普及啓発 ２５
　４　その他の活動 ３３
　５　子どもの権利擁護センターの基本理念、活動を通しての成果と展望 ３４
　６　令和７年度の活動を振り返って ４０
Ⅲ　参考資料 ４３
　１　こどものけんりってなぁに？（第 11 号、第 12 号） ４４
　２　啓発ブース　掲示資料 ４６
　３　子どもの権利擁護センター愛称候補選定ワークショップ 当日資料 ４７
　４　武蔵野市子どもの権利条例 ４９
　５　武蔵野市子どもの権利擁護委員による子どもの権利擁護に関する規則 ５７

＜報告書内で使用されている略称＞

正式名称	略称・愛称
武蔵野市子どもの権利条例	子どもの権利条例、条例
武蔵野市子どもの権利擁護委員	子どもの権利擁護委員、擁護委員
武蔵野市子どもの権利擁護センター	子どもの権利擁護センター、センター、まもルーム
子どもの権利に係る相談・調査専門員	相談・調査専門員、相談員

＜報告書内の写真掲載について＞

本報告書における子どもの顔写真については、本人の同意を得た上で掲載しています。

Ⅰ　武蔵野市子どもの権利擁護センター「まもルーム」の概要

１　武蔵野市子どもの権利条例

２　武蔵野市子どもの権利擁護委員

３　武蔵野市子どもの権利擁護センター「まもルーム」

４　武蔵野市における子どもの状況

１　武蔵野市子どもの権利条例

(1) 制定までの経緯

武蔵野市では、令和２年度から始まった第五次子どもプラン武蔵野に基づき、子どもの最善の利益が尊重される社会の実現を目指し、令和２年度の庁内検討会議を経て、令和３年５月に武蔵野市子どもの権利に関する条例検討委員会（以下「検討委員会」といいます。）を設置しました。検討委員会では、令和３年度には子どもの権利に関する子どもに向けたアンケート、市内の子どもに関わる施設の事業視察、子育て支援団体等へのヒアリング、中高生世代の子どもたちとの意見交換、令和４年度には中間報告をまとめ、武蔵野市によるパブリックコメント手続などを経て、検討委員会報告書を作成しました。

令和４年９月、武蔵野市に提出された検討委員会報告書を踏まえ、同年 11 月に、武蔵野市による武蔵野市子どもの権利条例（仮称）素案を公表し、パブリックコメント手続などを実施しました。それらによる市民や子どもたちからの意見を踏まえて更なる検討を加え、令和５年２月、武蔵野市議会定例会に条例案を提出しました。

武蔵野市子どもの権利条例は、令和５年３月６日の文教委員会での審査を経て、同月 13 日の本会議において、賛成多数で可決されました。

同月 22 日に公布され、同年４月１日から施行されました。

紹介動画（約５分）

(2) 条例の概要

- 条例の目的は、子どもが、自分らしく安心して暮らすことができるまち、子どもの権利が尊重されるまちをつくることです。
- 子どもが考えた「子どもたちのことば」が条例の前文に明記され、条文も平易な文言で規定されています。
- 子どもにとって特に大切なものとして、８つの権利が規定されています。
- 子どもの権利の普及啓発のため、11 月 20 日が武蔵野市子どもの権利の日に規定されています。
- 市民、保護者および育ち学ぶ施設（子どもが育ち、学び、活動するために利用する施設）の役割が明記されています。
- 保護者と家庭、育ち学ぶ施設および市民活動に対して、市が支援を行うことについて明記されています。
- 子どもの安全と安心を確保するために、子どもの安全の確保や暴力、虐待および体罰の防止、いじめの防止などの取組みについて規定されています。
- 子どもの権利が侵害された場合の救済を行うため、市長の附属機関として、子どもの権利擁護委員をおくことが規定されています。
- 条例に基づき、子どもに関する施策を総合的に推進するための計画として、子どもプラン武蔵野（市が策定する子どもに係る基本計画）を位置付けています。

子どもたちのことば

わたしたち子どもは、未来の希望となる種で、無限の可能性や能力があり、それらを発揮することができます。

わたしたちは、平和に生活することができ、さらに豊かで充実した人生を歩むことができます。

わたしたちは、おとなと同じように意見を言い、話し合うことができます。

わたしたちは、自分らしく生きるために、自分で考えて行動することができます。自分の夢を、自由に考えて決めることができます。

そのためには、わたしたちだけではできないこともあり、おとなの協力や支援が必要です。

未来の社会をつくるわたしたちは、知りたいことを学び、十分な教育を受けることで成長できます。

わたしたちは、不安に感じたり、なやんだり、困ったりしたときに、信頼できる人がいる場所で、相談したり、助けを求めたりすることができます。

おとなと子どもは、お互いの権利を理解し尊重し合うことで、それぞれの権利を守ります。

また、わたしたち子どもは、お互いを尊重し合って行動することができます。

わたしたちは、自分自身のことを大切に思い、幸せを感じられるよう、これらのことを願います。

そして、これらの願いが届くようなまちであることを望みます。



２　武蔵野市子どもの権利擁護委員

(1) 設置目的

武蔵野市子どもの権利条例第27条第１項の規定に基づき、子どもの権利を守るとともに、子どもの権利が侵害された場合の救済を行うことを目的として設置されました。

(2) 設置形態

地方自治法第138条の４第３項に基づく市長の附属機関

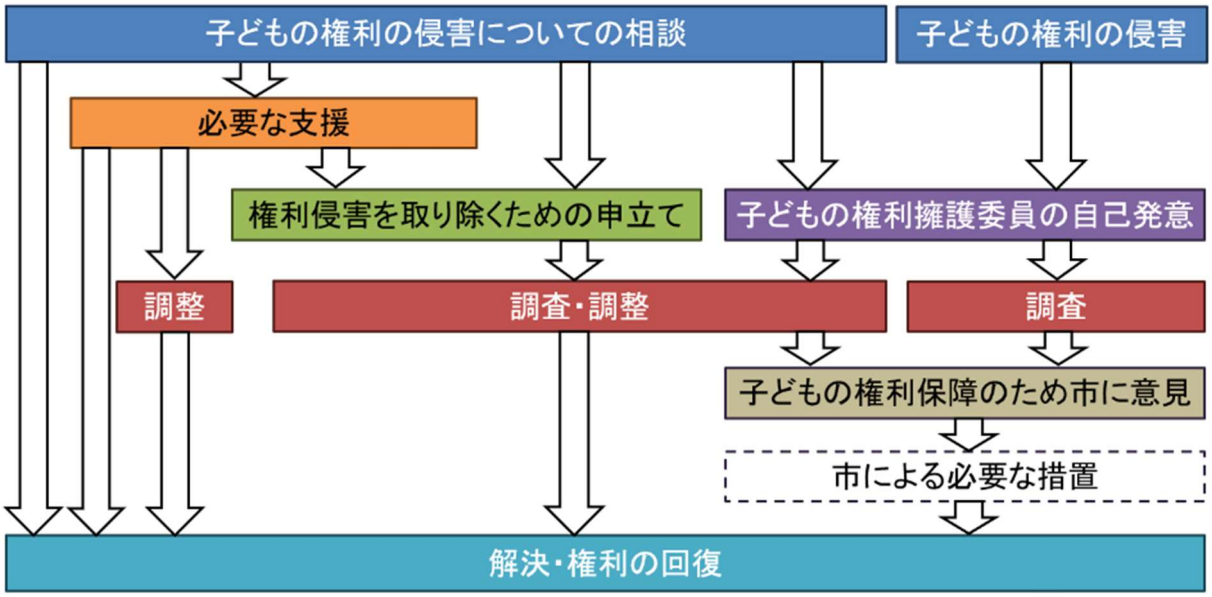
(3) 職務内容

ア　子どもの権利の侵害についての相談に応じ、必要な支援をすること。
イ　子どもの権利の侵害について、必要な調査をすること。
ウ　子どもを権利の侵害から救済することを目的として、関係者間の調整を行うこと。
エ　子どもの権利の保障に関し、市に意見を述べること。
オ　子どもの権利の擁護に関し、普及啓発を推進すること。

(4) 子どもの権利擁護委員への協力

ア　市は、擁護委員の独立性を尊重しなければなりません。
イ　市と育ち学ぶ施設の関係者は、擁護委員が行う調査と調整に対して協力しなければなりません。
ウ　市民は、擁護委員が行う調査と調整に対して協力するよう努めます。

(5) 相談・救済の仕組み



※　武蔵野市子どもの権利擁護委員による子どもの権利擁護に関する規則に規定

（6）相談・救済の体制

ア　子どもの権利擁護委員　３名

令和８年３月 31 日時点

氏名	所属等	任期
橋詰　穣	弁護士	令和６年４月１日～ 令和９年３月 31 日 （３年間）
半田　勝久	日本体育大学体育学部教授	
中　　智美	公認心理師	

※ 代表擁護委員は、橋詰委員

イ　子どもの権利に係る相談・調査専門員　３名

・職務 … 子どもの権利擁護委員を補佐するため、子ども、市民、育ち学ぶ施設の関係者などからの最初の相談の入口となり、相談者の話を聴きます。必要に応じてその内容を擁護委員に報告しています。

・任用資格 … 子どもの相談支援に係る３年以上の実務経験又は社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、公認心理師、臨床発達心理士、保健師、児童福祉司任用資格、保育士、幼小中高の教員免許などの資格があること。

ウ　子どもの権利擁護センター事務局　１名

子どもの権利擁護委員の活動支援、予算の執行、子どもの権利擁護センターの管理・運営に関する職務を行っています。

３　武蔵野市子どもの権利擁護センター「まもルーム」

(1) 概要

子どもの権利が侵害された場合の救済を行う子どもの権利擁護委員がその職務を具体的に行うために、令和６年 10 月１日に市が開設しました。

子どもの権利擁護委員、相談・調査専門員、事務局職員で構成されています。

子どもの気持ちを尊重し、子どもと一緒に一番良い方法を考えます。子ども自身がもう大丈夫と思えるようになること、自ら課題を解決できるようになることを大切にしながら相談者に寄り添います。必要に応じて関係機関等に対して調査・調整を行ったり、市に意見を述べることもできます。

紹介動画（約５分）

子どもの権利に関する普及啓発も行います。

令和７年７月、子どもたちの公募・投票により愛称が「まもルーム」に決定しました。

(2) 対象

18 歳未満の子ども（市内在住、在学、在園、在勤）の子どもの権利に関する事項

※このほか、18 歳になった高校生のように、育ち学ぶ施設に在籍する 18 歳以上の人、児童養護施設を 18 歳で退所した後の支援が必要な人なども含まれます。

(3) 相談方法

・電　話：　【子ども専用】０１２０―６３４（むさしのミミワン）―３３１

　　【おとな用】０４２２－６０－１９５１

・メール（専用フォーム）https://logoform.jp/form/SK8e/698612

・来　所

・手紙など

相談専用フォーム

(4) 窓口所在地

市役所　西棟７階（〒180-8777　武蔵野市緑町２－２－28）





子どもの権利擁護センター「まもルーム」の入口

(5) 相談できる曜日・時間

月・火・水・金曜日　午後１時～午後５時（木・土・日曜日、祝日、年末年始はお休み）

(6) 相談のながれ



(7)「まもルーム」の室内

「まもルーム」は、子どもが気軽に来所したり、リラックスして話ができるよう、観葉植物、子どもの権利に関する絵本やゲーム、漫画などをおいています。



◀ 入口から見える内部の様子



「まもルーム」内部



相談室Ａ　窓から遠くの景色が見えます



相談室Ｂ　靴を脱いでソファでゆっくりできます



子どもの権利の本、ゲーム等もあります



カプセルトイ、絵本、漫画もあります

(8) 擁護委員会議

子どもの権利擁護委員による子どもの権利擁護に関する規則第 14 条第１項に基づき、擁護委員の職務執行の一般方針その他の必要な事項を決定するため、擁護委員全員で構成する擁護委員会議を開催しています。

令和７年度開催回数　（単位：回）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
回数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24

４　武蔵野市における子どもの状況（令和８年４月１日時点）

（1）人口、世帯数

148,430 人、80,053 世帯

（2）18 歳未満人口

20,293 人

（3）保育施設

種別	施設数	備考
認可保育所	38 園	市立４園、私立 34 園 認定こども園（私立）２園を含む
家庭的保育事業	３か所	
小規模保育事業	14 か所	
事業所内保育事業	１か所	
居宅訪問型保育事業	１か所	
認証保育所	10 園	
企業主導型保育事業	９か所	すまいーだ含む
ベビーホテル	１か所	

（4）幼稚園

10 園（私立）

（5）小中高等学校など

種別	学校数	備考
小学校	15 校	市立 12 校、私立３校
中学校	11 校	市立６校、都立１校、私立４校
高等学校	６校	都立２校、私立４校
専修学校（高等課程のある学校のみ）	２校	私立２校

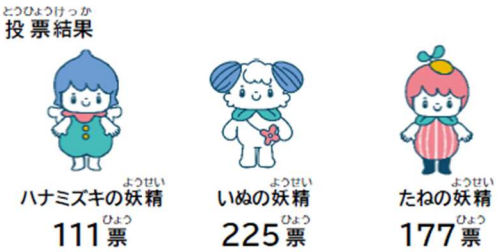
ちょっと
ひといき

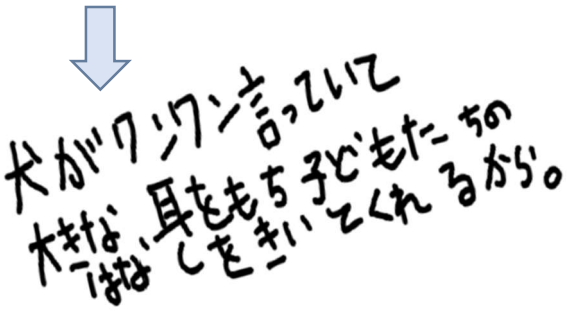
～ミミワンの誕生秘話～



武蔵野市子どもの権利条例
マスコットキャラクター
ミミワン

武蔵野市子どもの権利条例マスコットキャラクターのミミワンは**「いぬの妖精」**です。下の３つの候補の中から、子どもたちに投票してもらって選ばれました。名前も子どもたちから募集しました。
155 件の応募の中から、はなさん（9～11 歳）が考えてくれた名前**「ミミワン」**に決まりました。理由はこちらです。





Ⅱ　令和７年度の活動内容

１　相談・救済活動

２　事例紹介

３　普及啓発

４　その他の活動

５　子どもの権利擁護センターの基本理念、活動を通しての成果と展望

６　令和７年度の活動を振り返って

１　相談・救済活動

（1）相談活動の状況

相談活動の中には、調整活動（※）を含み、調査や申立ては含みません。

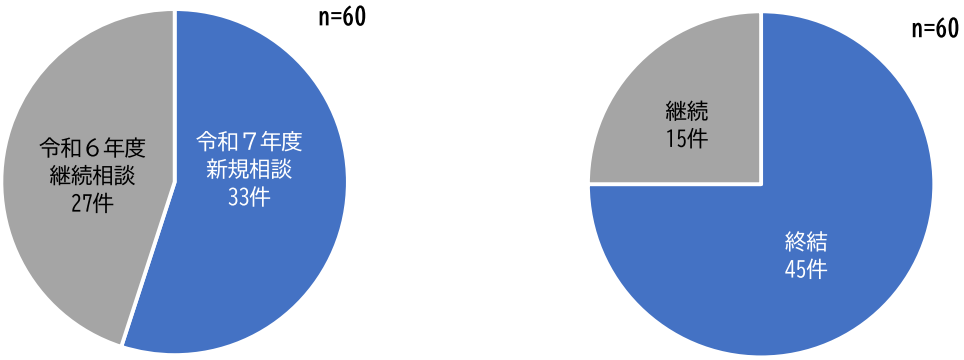
※子どもを権利の侵害から救済することを目的として、関係者間の調整を行うこと。

ア　相談件数

令和６年度の継続相談件数は 27 件、令和７年度の新規相談件数は 33 件でした。全相談件数 60 件のうち終結（※）が 45 件、継続が 15 件でした。

※終結とは、相談者と確認して終了とする場合と、最後に面談や連絡をした日から３か月経過し何も動きがない場合のことです。

相談件数



■新規相談の月別内訳

（件）

月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
件数	5	5	0	2	1	2	4	3	4	2	3	2	33

イ　総活動回数

「まもルーム」が、相談活動をした回数は 504 回でした。活動の方法としては、「電話」が一番多く、次いで「メール」、「来所」でした。

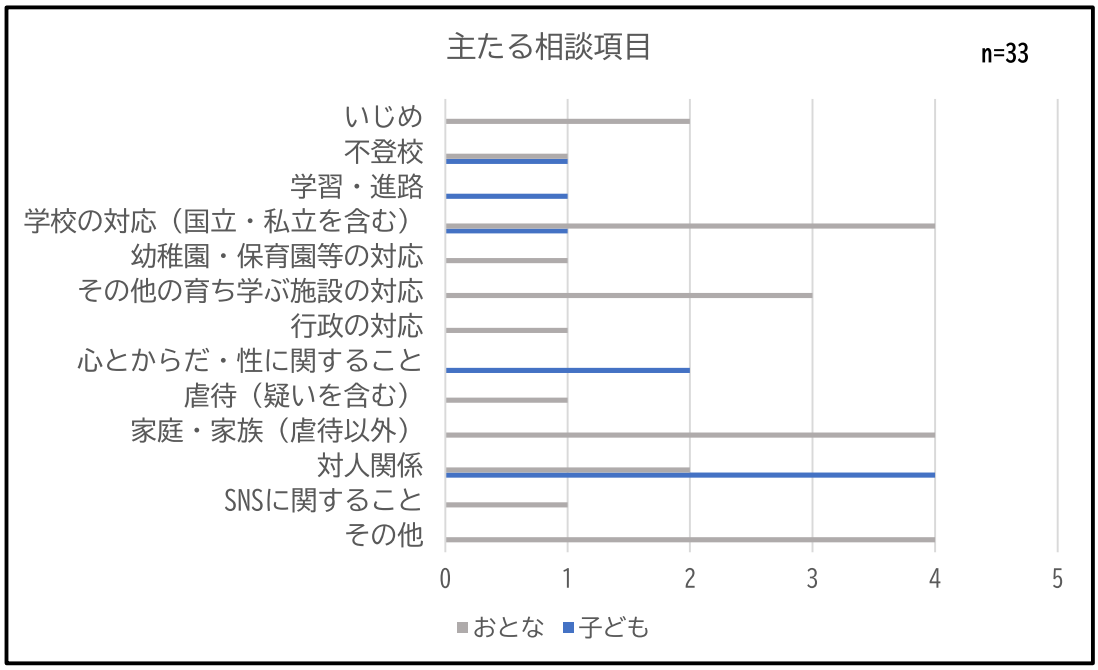
■相談方法別内訳　（回）

活動方法	電話	来所	訪問	メール	手紙	合計
回数	276	74	15	135	4	504

ウ　新規相談項目

初回が子どもからの相談で、最も多かった項目は、「対人関係」が４件、「心とからだ・性に関すること」が２件、それ以外が３件でした。初回がおとなからの相談で、最も多かった項目は、「学校の対応（国立・私立を含む）」「家庭・家族（虐待以外）」「その他」がそれぞれ４件、それ以外が 12 件でした。「その他」には子どもの権利に対しての個別の要望や意見、法律に関する相談などの内容が含まれます。

令和６年度に比べ、新たな相談項目として子どもからは「不登校」、「学習・進路」、「心とからだ・性に関すること」、おとなからは「SNS に関すること」が増えました。



※「学校の対応」には教職員、「幼稚園・保育園等の対応」には幼稚園教諭・保育士が含まれます。

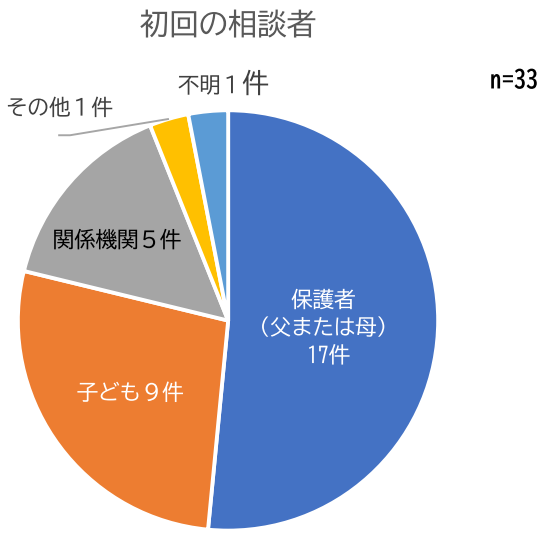
※１回の相談で、相談の内容が複数ある場合や、複数の相談項目に該当する場合でも、主たる相談内容に基づいて１件として計上しています。

主たる相談項目一覧

1	いじめ	9	虐待（疑い含む）
2	不登校	10	家庭・家族（虐待以外）
3	学習・進路	11	対人関係
4	学校の対応（国立・私立を含む）	12	差別
5	幼稚園・保育園等の対応	13	SNS に関すること
6	その他の育ち学ぶ施設の対応	14	子育て
7	行政の対応	15	非行・問題行動
8	心とからだ・性に関すること	16	その他
		17	不明

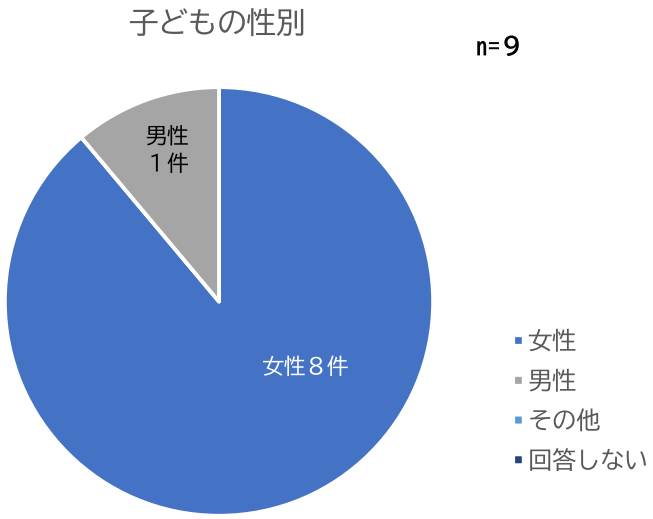
エ　初回の相談者

初回の相談者が子ども「本人」のケースは９件でした。そのうち保護者等と一緒に来所したケースは２件でした。保護者（父または母）が初回相談者のケースは、17 件でした。



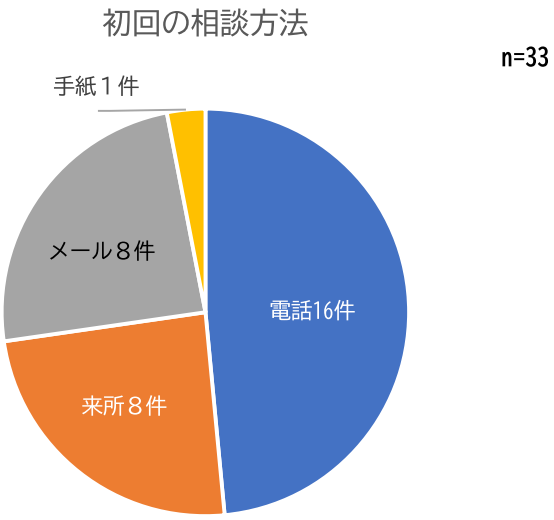
オ　子どもの性別

初回の相談者が子ども「本人」のケース９件のうち、女性が８件、男性は１件でした。その他と回答しないは０件でした。



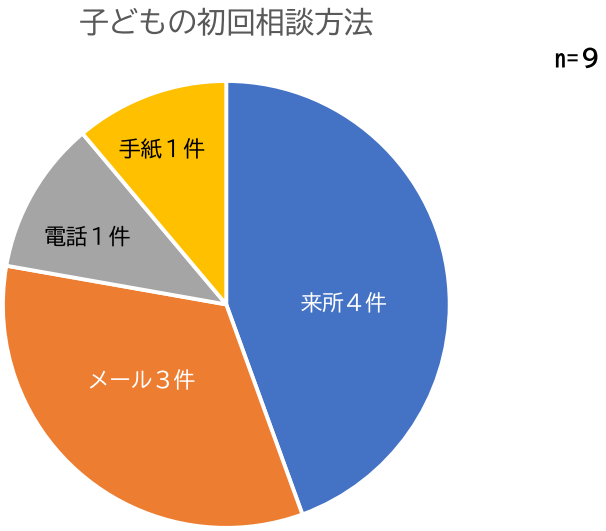
カ　初回の相談方法

初回の相談方法は「電話」が最も多く 16 件、次いで「来所」、「メール」が共に８件でした。初回の相談方法が電話やメールで、その後、面談につながったケースの割合は３割でした。



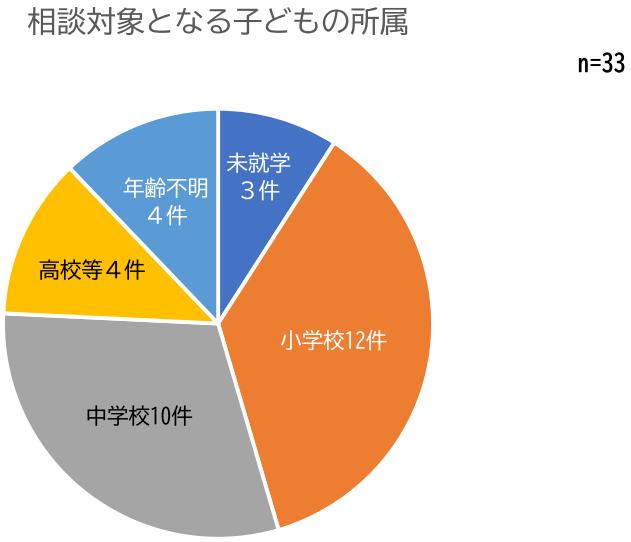
キ　子どもの初回相談方法

初回相談 33 件のうち、９件は子どもからのものでした。そのうち、子どもの初回相談方法は「来所」が最も多く４件、次いで「メール」が３件でした。



ク　相談対象となる子どもの所属

相談の対象となる子どもの所属は、「小学校」が最も多く 12 件、次いで「中学校」が 10 件でした。



相談対象となる子どもの所属（学年別）

未就学	小学校						小学校
	１年	２年	３年	４年	５年	６年	不明
3	1	0	3	2	3	2	1
9.1%	3.0%	0.0%	9.1%	6.1%	9.1%	6.1%	3.0%

（人）

中学校			中学校	高校			高校	不明	合計
１年	２年	３年	不明	１年	２年	３年	不明		
4	4	2	0	2	0	2	0	4	33
12.1%	12.1%	6.1%	0.0%	6.1%	0.0%	6.1%	0.0%	12.1%	100%

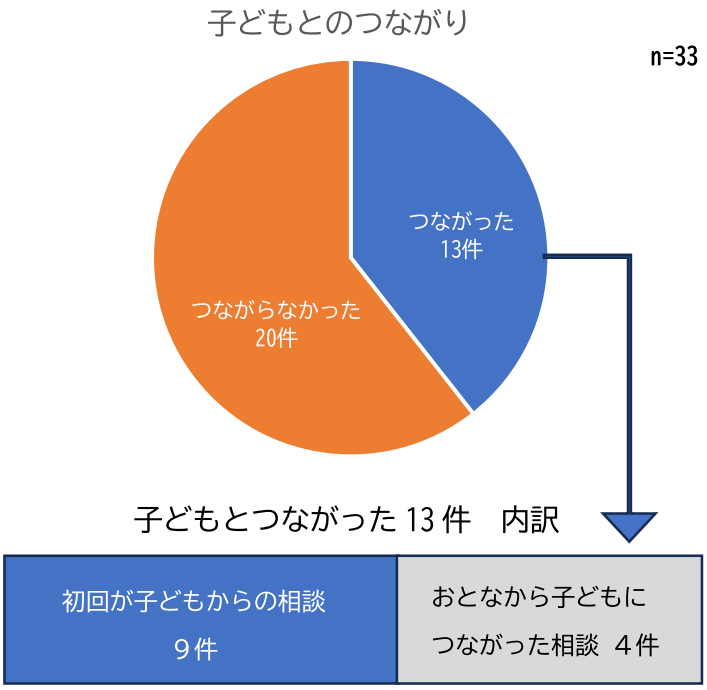
※小数点第２位を四捨五入しているため、割合の合計が 100%にならない場合があります。

ケ　子どもとのつながり

新規相談 33 件のうち、子どもとつながることができたケースは 39.4%、子どもとつながることができなかったケースは 60.6%でした。

子どもとつながることができたケースの内訳ですが、初回が子どもからの相談が 69.2%、おとなから子どもへつながったケースが 30.8%でした。

令和７年度はおとなからの匿名希望のケースや、メールによる相談で返信を希望しないケースも令和６年度と同様にありました。また法律的な相談であったため他機関につなげたケース、子どもの心理面への配慮を理由として、つなぐことを断られたケースもありました。



（2）相談活動の考察

令和７年度は子どもの権利擁護センターの愛称が「まもルーム」に決定しました。子どもにとって身近な相談・救済機関になれるよう、一つひとつのケースについて丁寧に向き合い、相談活動を行いました。

新規相談件数は、令和６年度より減少しましたが、初回の相談者の内訳では変化が見られ、子ども本人が 21%から 27%、関係機関 3.2%から 15%へ増加しました。

この増加は、武蔵野プレイス青少年フロアのクラフトスタジオでの「まもルームカフェ」の開催や、子どもの権利擁護委員による関係機関の職員研修での講師活動など、地道な普及啓発活動が一因だと考えています。

子どもからの相談は９件でした。相談の内容としては令和６年度と同様に「対人関係」が最も多く、子どもが身近な人との関係をどう受け止めて考えたらよいのかを誰かにきいてもらいたい、知ってほしいという思いの表れであったと考えられます。中には継続的に相談に応じるケースもありました。

次に「心とからだ、性に関すること」の相談は２件ありました。いずれも、子どもが安心して幅広い内容を相談できる「まもルーム」だからこそ相談につながった事例と考えられます。相談内容は、市のまちづくりに関する提案へと発展し、子どもの視点を大切にしながら、面談を重ねて丁寧な調整を行いました。その結果、子どもの考えや意見におとなが改めて気づき、学ぶ機会にもつながりました。

子どももおとなも子どもの権利について理解を深めるだけでなく、子ども自身が日常生活の中で子どもの権利を意識し、自分を大切にするとともに、相手の権利についても考えられるよう、「まもルーム」も子どもとともに考えながら、今後も普及啓発活動と相談活動を継続していきます。

（3）申立ての状況

令和７年度、申立てはありませんでした。

２　事例紹介

「まもルーム」に相談するとどのような流れで進んでいくのかをイメージしてもらえるように、２つの事例を紹介します。（いずれも、実際の相談をベースに作成した架空の事例です。）

事例①　　「まもルーム」が子どもの思いを届ける支援をしたケース
通学路で肌の露出が多い雑誌や看板を目にすると、いやな気持ちになるという相談。関連する条例を調べ、現地調査を行い、子どもや保護者といっしょに、子どもの視点でのまちづくりについて話し合った。最終的に行政の担当部署や店舗に子どもの気持ちを届け、「子どもが安心して暮らせるまちづくり」に向けて活動したケース。
相談者　　子ども 子どもの所属　　小学校中学年 相談方法　　手紙 → 面談

相談及び調整の概要
【相談内容】 子ども：通学路にあるお店の看板や、駅構内にあるコンビニに置かれている雑誌が気になる。肌の露出の多いものや水着のグラビアを見ると、いやな気持ちになるので、子どもから見えないようにしてほしい。 【対応】 子どもから手紙の相談を受け、東京都や武蔵野市の条例について調べてみた。「東京都青少年の健全な育成に関する条例」、「武蔵野市環境浄化に関する条例」、『成人向け雑誌・ゲームソフト」取扱いガイドライン』の関連条例等があることが分かったので、問題解決のためにいっしょに考えてみませんか、と手紙で伝え、後日子どもと保護者で来所してもらった。 初回面談にて子どもの権利擁護委員（以下、擁護委員）と相談・調査専門員（以下、相談員）で、実際に子どもがいやだなと感じる場所や、見た時や見た後の気持ちについてていねいに話をきいた。「まもルーム」からは、ルールは時代とともに少しずつ変化しているが、水着等を規制するようなルールまでには至っていないことを伝えた。更に、日本と海外では異なるまちの風景や規制があることや、子どもが安心して暮らせるまちづくりについて、みんなで話し合った。 次に相談員が行政の関係部署や、市内のコンビニ店舗へ実際に赴き、聞き取り調査を行った。行政の関係部署には、東京都青少年の健全な育成に関する条例にある有害広告物の「都の基準」や、実際の相談窓口について、商店街の看板や掲示物について独自の決まりがあるか、確認をした。複数のコンビニ店舗には、青年誌を販売・設置しているか、雑誌の陳列に店舗のルールは設けられているか等、聞き取りを行った。 いずれもルールの範囲で対応はしているものの、子どもの視点を意識した取組みについての情報は得られなかった。

それを踏まえて、子ども本人と相談し、後日相談員が聞き取りを行った行政の関係部署やコンビニ店舗の店長及びフランチャイズ事業部の担当者へ子どもが書いた手紙を届け、子どもが安心して暮らせるまちづくりを検討していただきたいと伝えた。それぞれの担当者からは、子どもからの手紙を貴重な声として受け止め、内部で共有することや、先日の聞き取り調査以降、新たに取組みをされていることについて、お話をきくことが出来た。

その後の面談で、手紙を届けたことを子どもと保護者へ報告したところ、子ども本人は、気持ちが伝わって嬉しかったと話していた。後日子どもから、コンビニの担当者に宛てた「ありがとう」の手紙が「まもルーム」に届き、コンビニのフランチャイズ事業部の担当者へ届けた。

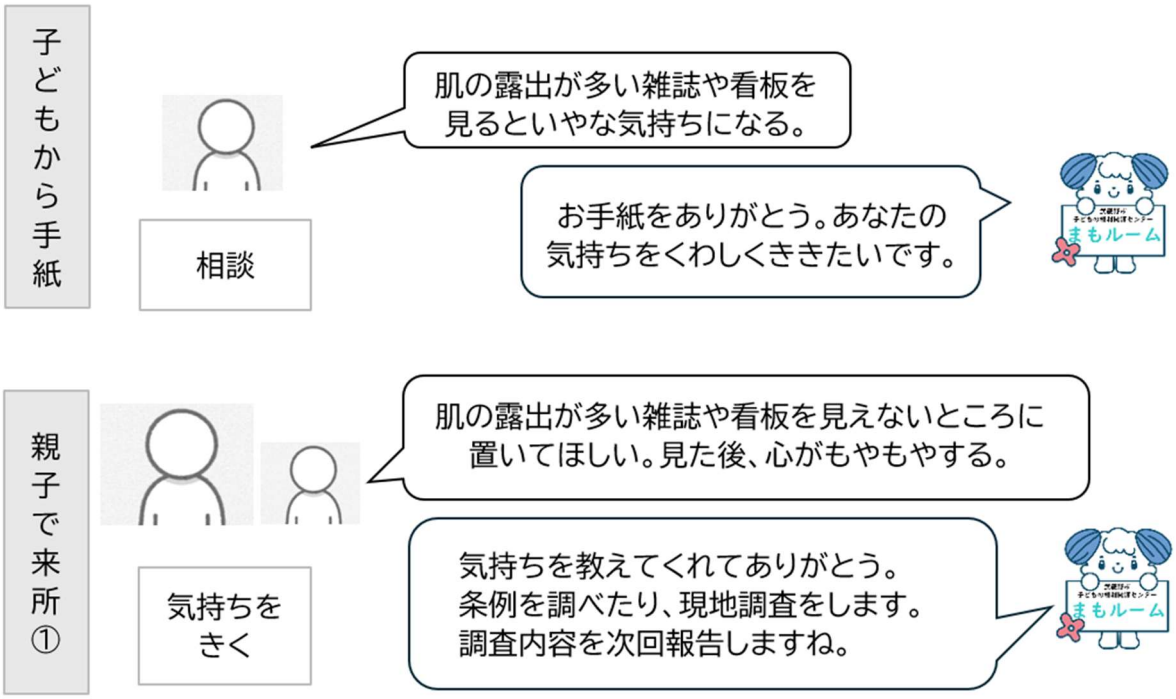
その後も、擁護委員や相談員で何度か調査店舗を訪れ、雑誌の陳列状況を確認している。その都度、店舗の取組みや工夫が感じられる行き届いた雑誌の陳列状況となっており、子どもの声を受け止めてくれていることを感じている。

【振り返り】

子どもが成長・発達していく中で自然と生まれる、日常の疑問や不快感について、子どもの思いをしっかり受け止めて、既成のルールを踏まえたうえでどうしたらよいのかをいっしょに考えたケースとなった。また子どもの思いを「まもルーム」が関係機関に届けることで、子どもが安心して暮らせるまちづくりに向けて活動したケースとなった。

≪大切にした権利≫

“安心して生きる権利”“自分の気持ちを尊重される権利”“意見を表明し、参加する権利”




親子で来所②
いっしょに考える
調査結果を報告します。
子どもが安心して暮らせるまちについて
いっしょに考えてみませんか。
まもルーム
時代とともに変わってきていることもあるけれど、
子どもの気持ちをきいてはっとさせられました。
お店の人が手紙を読んでくれて、直してくれたら
うれしい。
現地訪問
まもルーム
子どもの気持ちを届けに来ました。
肌の露出が多い雑誌等を見ると嫌な気持ちに
なるそうです。
気持ちをお届け
社内でお手紙の内容を共有します。
最近、雑誌の置き方を工夫しています。
親子で来所③
自分の気持ちをきいてもらい、おとなの人たちに届
いたことがよかった。これくらいのことと思わずに、
話してみてよかった。
報告
これからも引き続き子どもが安心して暮らせる
まちづくりについて、考えていきます。
まもルーム

事例②　　子ども向けイベントの安全対策について調整を行ったケース
子ども向けイベントに参加した我が子が子ども同士のトラブルに巻き込まれたが、主催者側から十分な対応が得られなかったという保護者からの相談。子どもの権利擁護委員が主催者に子どもの声を届け、調整を行い、トラブル時の対応マニュアルの作成等、安全対策の強化に繋がったケース。
相談者　　子ども、保護者 子どもの所属　　小学校高学年 相談方法　　メール → 面談

相談及び調整の概要
【相談内容】 保護者からのメール相談。子ども向けイベントで、子ども同士のトラブルがあった。主催者に事実確認と解決に向けて対応を依頼したが、イベントの運営委託先の民間団体（運営者）から報告を受けておらず、把握していなかった。また子ども間でトラブルが起きた際のルールが定まっていないため、解決に向けた対応が十分ではなかった。子どもたちが安心して参加できるよう、主催者にトラブル時の対応についての改善を要望したいと考えているので相談したい。 【対応】 親子と面談。子どもの権利擁護委員（以下、擁護委員）と相談・調査専門員（以下、相談員）で話をきく。保護者は、「トラブルが起きた時のルールが定まっていないのは問題ではないか、主催者と運営者との連携についてもマニュアル化してほしい。」と希望した。子どもは、「おとなに相談したことで良くなるといいな。来年は安心して楽しく参加したい。」と話した。それを受けて、擁護委員が主催者と面談し、調整を行うことになった。 後日、擁護委員と相談員で主催者を訪問し、子どもの声を届け、保護者の思いも伝えた。子ども間のトラブル発生時の対応について考えておく必要があるのではないかと提案した。その後主催者から、危機管理マニュアルを作成し、運営者との連携の強化を中心に対応していくと回答があった。回答について子どもと保護者に報告したところ、具体的な改善策をきくことができて安心したとのことであった。引き続き、マニュアル作成の進捗状況を確認していくこととした。 【振り返り】 親子間の問題意識をきっかけに、危機管理の具体的な改善へと繋がった。子どもの声を真ん中に据え、おとなが変わらなければいけないと改めて考えさせられた。 ≪大切にした権利≫ “安心して生きる権利”“遊ぶ権利”“自分の気持ちを尊重される権利”

保護者からメール

子ども向けイベントに参加した我が子が、子ども同士のトラブルに巻き込まれたが、主催者側から十分な対応が得られなかった。

相談

メールをありがとうございます。お話を詳しくきかせてください。



親子で来所

子ども向けイベントでトラブルが起きた時のルールが定まっていないのは問題ではないか。主催者と運営側との連携についてもマニュアル化してほしい。

おとなに相談したことで良くなったらいいな。来年は安心して楽しく参加したい。

話をきく

子どもたちが安心して参加できるように、主催者を責めるのではなく、安全対策を整えてもらうために、主催者と話し合う方向で動いていきますね。

いっしょに考える



主催者と面談

お子さんも親御さんもこの子ども向けイベントが安心して続けられることを願っています。これを機にできる範囲で安全対策を見直して、次回に活かしていく必要があるのではないでしょうか。



調整

運営側を含めて話し合いを行い、改善策について検討します。



主催者から回答

いただいた意見を踏まえて、危機管理マニュアル作成と運営者との連携強化を中心に対応していきます。



調整

真摯に対応してくださり、ありがとうございます。お子さんと親御さんにお伝えしますね。



親子に連絡

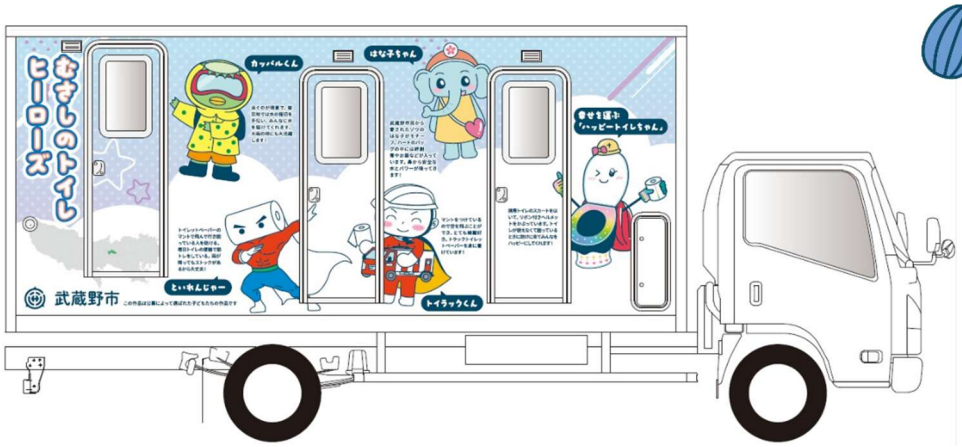
具体的な改善策をきいて安心しました。「まもルーム」に相談してよかったです。

報告

モヤモヤした気持ちが残っていたり、何かあったら「まもルーム」に来てね。



～こんなところにも子どもの権利～



武蔵野市では、子どもの権利条例ができて以降、子ども分野に限らず、子どもの意見や参加を活用してさまざまな取組みをしています。

防災の分野では、災害用トイレトラック（移動式トイレ）の車体に描く「地震が起きた時にみんなを助けに来てくれるヒーロー」を子どもたちから募集しました。多くの応募の中から５体のヒーローが決定し、導入に向けて準備を進めています。

また、公園整備の分野では、吉祥寺東町にある本田北公園の遊具をリニューアルするにあたり、地域の子どもたちにアンケートを行いました。完成予想図を２つ見てもらって、希望の多かった遊具を採用し、アスレチック性の高いものになりました。

どちらも、子どもたちの「意見を表明し、参加する権利」を踏まえた取組みではありますが、子どもたちが当事者として意見を述べ、その声がまちに反映されるという経験を通じて、自分たちが関わったものへの継続的な興味・関心が醸成されます。こうした小さな積み重ねが、子どもの声がごく自然に尊重され、反映されるまちへとつながっていくと考えています。



３　普及啓発

ア　子どもの権利にかかる授業・講演会

「まもルーム」では、学校からの依頼に基づき児童生徒や保護者向けに子どもの権利にかかる授業や講演を行っています。

令和７年度は、小学校で１校、中学校で１校、道徳授業地区公開講座の日に子どもの権利擁護委員が授業・講演を行っています。

また、小学校が行う道徳授業に子どもの権利擁護委員がゲストとして参加する取組みも行いました。





イ　研修講師等

育ち学ぶ施設や地域の団体等から、子どもの権利や「まもルーム」について説明してほしいとの声に応え、研修講師やゲストとして研修等に参加しています。

日程	名称	講師
令和７年７月	市職員への説明会	事務局
９月	中高生世代ワークショップ 「Ｔｅｅｎｓムサカツ」	事務局
９月	健康づくり推進員への研修	事務局
10 月	民生児童委員主任児童委員部会	事務局
11 月	合同園長研修	子どもの権利擁護委員





ウ　広報紙「こどものけんりってなぁに？」の発行

子どもの権利のことや「まもルーム」の活動などを子どもたちに紹介する、子ども向けの広報紙として市と協力して発行しています。

令和７年度は、７月、11 月に発行しています。（「Ⅲ参考資料」に掲載しています。）

エ　イベント等への出展

子どもの権利の普及啓発のため、市主催イベントや地域のイベントにブースを出展しています。

日程	名称（内容）	内容
令和７年 ５月 25 日（日）	第 44 回わんぱく相撲 武蔵野場所	子どもの権利クイズ リーフレット・啓発品の配布 愛称の投票　など
11 月 22 日（土）	子どもの権利の日イベント （ケロポンズ ファミリーコンサート）	リーフレット配布 広報物の掲示
令和８年 ３月 29 日（日）	第 34 回 武蔵野桜まつり	スポーツスタッキング リーフレット・啓発品の配布 着ぐるみとの写真撮影



わんぱく相撲 出展ブース（成蹊大学体育館）



子どもの権利の日イベント 出展ブース（市民文化会館）



桜まつりでのスポーツスタッキング（総合体育館内）



桜まつりではミミワンの着ぐるみが初登場

オ　リーフレット・啓発品等の制作、配布

市と協力し、子どもの権利条例や子どもの権利擁護センター「まもルーム」を周知するため、啓発に必要なものを制作・配布しました。

市立小中学校の児童生徒には学校を通じて、それ以外の国立や私立学校等、高校生には個別に郵送で、広報紙「こどものけんりってなぁに？」と共に配布しました。

・子どもの権利条例リーフレット（かんたん版、くわしい版）
・「まもルーム」リーフレット（日本語：紙・電子版／英語、韓国語、中国語、ネパール語：電子版のみ）
・相談カード
・啓発グッズ（シール、ハンドタオル、マスキングテープ、めじるしアクセサリー等）



（表）



（裏）

◀ 相談カード





▲ 条例のリーフレット（左：かんたん版、右：くわしい版）



▲「まもルーム」リーフレット



▲ （左）ハンドタオル、（右上）付箋
（右下）シール

（左）めじるしアクセサリー ▶
（右）マスキングテープ



カ　活動報告会

■日　時：令和７年 10 月 23 日（木）午後６時～８時

■会　場：武蔵野プレイス　フォーラム

■参加者：35 名

■内　容：

第１部（講演）「かつて子どもだった私たちへ～子どもの権利を通じて～」
野村武司 氏

第２部（活動報告）子どもの権利擁護委員による令和６年度の活動報告





キ　行政視察の受入れ

日程	名称
令和７年４月	杉並区
４月	中野区子ども相談室「ポカコロ」
８月	長野県駒ケ根市議会
令和８年１月	神奈川県南足柄市議会

※すべて事務局で対応

ク　【再掲】愛称の募集から決定まで（令和６年度の活動も含む）

子どもたちが呼びやすい愛称を設けることで、子どもや市民が子どもの権利擁護センターを身近に感じ、愛着を持ち、相談等を気軽にできるようにするため、子どもたちに愛称を考え、選んでもらうことにしました。

■募集（令和６年度）

①期間：令和６年 11 月 15 日（金）～令和７年１月 31 日（金）

※11 月４日（月・振休）権利の日イベント会場（市民文化会館）にて先行実施

②対象：市内在住・在学・在園・在勤の子ども（高校生可）

③方法：子どもの権利擁護センターへ持参・郵送、インターネット（専用フォーム）、投票箱（関係施設※に設置）

※関係施設：市役所、児童館、市内図書館、武蔵野プレイス

④広報：11 月 15 日号市報、ホームページ等、こどものけんりってなぁに？（第 10 号）

■応募の結果（令和６年度）

88 人の子どもから 106 件、
99 種類の応募がありました。





■愛称候補の選定（令和６年度）
①選定方法：子ども（小学校４年生～中学校３年生）によるワークショップにて選定
②参加児童生徒の募集
　募集期間：令和６年 11 月 15 日（金）～令和７年１月８日（水）
③開催日等：令和７年３月９日（日）　@市役所 412 会議室ほか

■ワークショップの結果（令和６年度）
　当日は、子どもの権利条例の説明、子どもの権利擁護センター見学の後、13 名の参加者が、３つのグループに分かれ、子どもの権利擁護委員のファシリテートを受け、投票に向けた候補を６つに絞りました。













■愛称の投票・決定（令和７年度）

令和７年４月 15 日（火）～５月 31 日（土）、子どもたちの投票により、「まもルーム」に決定しました。

投票方法は、インターネットによる投票とシール投票です。シール投票は、桜まつり、わんぱく相撲での出展ブース、子どもの権利擁護センター内のほか、武蔵野プレイスやチャレンジルーム、クレスコーレへの出張でも実施し、投票総数は、944 でした。

「まもルーム」を考えてくれたのは、木場啓太朗さん（応募当時小学３年生）。市長から賞状とミミワンのぬいぐるみ等の記念品が贈られました。





ケ　アウトリーチ活動（まもルームカフェ）

主に「まもルーム」の広報を目的に、子どもがまもルームスタッフと触れ合える１日限定のカフェとして、令和７年度に初めて実施しました。カードゲーム、ぬり絵、かるた等を使って一緒に遊んだり、おしゃべりしながら過ごしました。気軽に参加してもらえるよう、子どもの居場所のフロアにて出入り自由な形とし、小学生と中高生以上の時間を分けて実施しました。

また、第２回実施後の３月には、出張相談の試行を実施しました（利用者１名）。

■参加状況等

実施回	時期	小学生 14:30～16:00	中高生以上 17:00～19:00	合計
1	令和７年 11 月 20 日（木）	21 名	47 名	68 名
2	令和８年３月 19 日（木）	18 名	32 名	50 名

■開催場所

武蔵野プレイス　Ｂ２　クラフトスタジオ







４　その他の活動

(1) 他自治体への視察等

時期	自治体	視察先等
令和７年７月	小金井市	子どもオンブズパーソン相談室活動報告会
７月	西東京市	子ども相談室ほっとルーム活動報告会
７月	世田谷区	せたがやホッと子どもサポート「せたホッと」活動報告会
８月	中野区	子ども相談室「ポカコロ」
11 月	中野区	子ども相談室「ポカコロ」活動報告会
11 月	豊島区	ふくろう相談室(としま子どもの権利相談室)活動報告会
令和８年３月	杉並区	子どもの権利相談・救済窓口

(2) 研修等への参加

時期	研修名等
令和７年 10 月	第２回子どもの相談・救済機関　首都圏フォーラム（世田谷区）
11 月	ニュージーランド・子どもコミッショナーのクレアさんと話そう！！（世田谷区）
11 月	子どもいじめ防止学会　2025 年度第２回ＷＥＢセミナー（オンライン）
令和８年２月	「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム 2025 三芳町（埼玉県三芳町）
２月	ＰＴＳＤを抱えた子どもへのアプローチ（外部講師）

５　子どもの権利擁護センターの基本理念、活動を通しての成果と展望

Ⅰ.　基本理念の再確認と２年目の位置づけ

令和６（2024）年 10 月の開設以来、武蔵野市子どもの権利擁護センター「まもルーム」は、国連・子どもの権利条約、こども基本法および武蔵野市子どもの権利条例を具現化する子どもの権利擁護機関として歩みを進めてきました。

センターの基本理念は、子どもの権利を守るとともに、子どもの権利が侵害された場合の救済を行うことで、「子どもの最善の利益を尊重する社会の実現」を目指すことです。そこで「まもルーム」では、この理念を踏まえ、子どもの権利条約の４つの一般原則である「差別の禁止（第２条）」「子どもの最善の利益（第３条）」「生命、生存および発達に対する権利（第６条）」「子どもの意見の尊重（第 12 条）」を基軸に、権利の主体として子どもを中心におくアプローチを採用しています。

開設初年度は、条例に掲げられた擁護委員の職務を遂行するためのセンターとしての基盤を整えながら、基本理念を活動にどのように生かしていけばよいか、擁護委員、相談員、事務局職員とともに議論を重ね、模索してきました。２年目となる令和７（2025）年度は、子どもの相談・救済活動、子どもの権利の普及・啓発活動、関係機関や関係者との対話を着実に積み重ねるとともに、子どものアクセスしやすさの向上に向けて検討を重ねてきました。併せて、基本理念を地域社会と共有できるよう、子どもの権利に基づく子ども支援のあり方について考える機会を設けたり、アウトリーチ活動として「まもルームカフェ」を開催したりするなど、子どもたちとの気軽な会話や触れ合いを通じて、困ったときには、子どもの権利保障の観点に立って一緒に考えてくれる公的第三者機関があることを知ってもらう活動を大切にしてきました。

II.　２年目の活動成果と具体的実践

日本の子ども条例に基づく公的第三者機関は、平成 11（1999）年に川西市で初めて子どもの人権オンブズパーソンが設置されて以降四半世紀にわたり、子どもの相談・救済、子どもの権利を促進するための制度改善に向けた意見表明や提言、子どもの権利の普及・啓発や子どもに焦点を当てた人権教育の実施、子どもの権利に関するモニタリングの活動を積み上げてきました。こうした知見に基づき、本市においても、武蔵野市子どもの権利条例に掲げられた子どもの権利(①安心して生きる権利、②自分らしく育つ権利、③遊ぶ権利、④休息する権利、⑤自分の意思で学ぶ権利、⑥自分の気持ちを尊重される権利、⑦意見を表明し、参加する権利、⑧差別されずに生きる権利)の保障を活動の軸に据え、子どもの気持ちの代弁や心のケア、子どもの権利実現や制度改善につなげる、総合的な相談支援や調整を実践してきました。

（１）具体的事例から（いずれも、実際の相談をベースに作成した架空の事例です。）

【事例Ａ】「その他育ち学ぶ施設の対応」（スポーツクラブにおける指導者のハラスメント）

保護者から「子どもが所属するスポーツクラブで、指導者によるハラスメントと思われる不適切な言動や態度があり、本人を含め周りの子どもたちに被害が出ている。保護者会でも何度もコーチの不適切と思われる言動について取り上げたが、改善されているとは言えない。スポーツ協会などにもいろいろ相談したが、具体的な対策は取ってもらえず困っている。」という相談がありました。

当該スポーツクラブに通う複数の子どもと保護者、擁護委員、相談員で面談しました。その後、擁護委員と相談員が練習場所を訪問し、運営側と調整活動を行いました。まずは、当該コーチの指導に対する考え方や方法について、話をうかがいました。次に、擁護委員が子どもの思いや声を届けました。続いて、人格を否定されていると子どもが感じるような言葉、容姿・体形に関わる言葉、感情を一方的にぶつけるような態度は指導法としてふさわしくないこと、子どもの権利保障の視点から指導法を見直し、コーチング法の研修を行う必要性があることを伝えました。そのうえで、日本ユニセフ協会が策定した「子どもの権利とスポーツの原則」を紹介し、併せて、武蔵野市の子どもの権利条例の逐条解説を渡したうえで、育ち学ぶ施設として子どもの権利を大切にした運営を依頼し、概ね理解をいただけました。その後、相談者にフィードバックし、改善状況を確認したうえで、終了しました。



【事例Ｂ】「心とからだ・性に関すること」（成人向け雑誌や看板に関する子どもの声）

※19-21 頁、事例①を参照

子どもから「通学路の駅構内にあるコンビニに、水着などを表紙にした雑誌が子どもの目に見えるように並んでいて、それを見るといやな気持ちになる。成人向けの看板も多くあり、子どもの目につかないようにしてほしい。」という趣旨の手紙が届きました。

「まもルーム」では、子どもの気持ちを受け止め、あらためて本人の気持ちをききながら、このことについていっしょに考えていきたいと手紙を書きました。その後、相談に来てくれることになり、作戦会議を行いました。「まもルーム」は、決まり（法律や条例、コンビニの陳列方法など）について調べたり、数件のコンビニ店舗をまわって雑誌の並んでいる棚を確認したり、そのコンビニに連絡をして、子どもの声と視点を伝えながら、実施している配慮や工夫を確認していきました。その結果を相談者である子どもにフィードバックし、いっしょに考えていきました。その後、「まもルーム」は、相談者である子どもが書いた手紙を、コンビニ店舗の店長及びフランチャイズ事業部の担当者へ届けました。後日、当該コンビニにおいて、表紙の水着などが見えないような配慮がなされていることを確認しました。そのことを子どもにフィードバックしたところ、自分の声を届けてくれたことへの感謝と陳列方法を工夫してくれたことで安心できるようになったとの声がきかれ、子どもからの「感謝の気持ち」を再びコンビニのフランチャイズ事業部の担当者に届けるという良好な循環が生まれました。看板についても、市役所などにそうした子どもの思いを伝えることができました。

子ども自身が解決法を模索し、一定の問題解決につながることでエンパワーされていく過程は、子どもの権利実現の一つのあり方であると考えます。そして、子どもの相談をきっか

けに、子どもの声を届けることでおとなや企業がそれに応答することで、子どもの意見を尊重し、子どもが安心できるまちづくりにつながる機会になったことは、センターの基本理念にも合致しており、意義深いものです。

【事例Ｃ】「まもルーム」を能動的に活用してくれる高校生（相談項目「学習・進路」）

高校生から「自分が友だちにどう思われているのか気になる。課題が多すぎて勉強が手につかない。親に進路のことを相談できない。新しい環境に慣れるのにとても気疲れする。気持ちの切り替えがうまくできない。」といった相談がありました。

「まもルーム」に来所した際、相談員は本人の言葉を肯定してきき、頭の中の整理をしたり、物事を別の角度から捉え直す手助けをしたり、リラックス方法を一緒に考えたりしました。「まもルーム」は、相談員との安心できる対話のなかで、本人が自ら気づき、対処方法を見出していくプロセスを大切にしました。面談終了時には、相談員と趣味の話などで盛り上がり、エネルギーをチャージして元気に日常へ戻っていきます。子ども自身が「まもルーム」を能動的に活用し、メンタルヘルスをセルフコントロールしている事例ともいえます。

これらの事例は、子どもが発した声や意見を真剣に受け止め、ともに解決方法を考えるなかで、おとなや地域社会の意識が変わるという実効性だけでなく、武蔵野市子どもの権利条例で特に大切な権利にされている８つの権利を主体的に行使し、対話を通じて自己回復を果たすエンパワメントの場としてセンターが活用されていることを示しているのではないでしょうか。

（２）「まもルームカフェ」の意義



「まもルームカフェ」は、子どもが子どもの権利や困りごとについて、相談や対話を日常の中で気軽に始められる場として機能することに意義があります。主な効果について整理考察してみると、次のようになります。

●心理的ハードルを下げる

相談に行く前の不安や緊張を和らげ、気軽に相談につながる入口になります。

●対話を通じて“言葉にできる化”を支える

自分の気持ちや違和感、困りごとを整理する手がかりとなり、権利侵害の可能性や求める支援が見えてくるきっかけになります。

●子どもの権利を身近なものにする（学びの場）

日々の経験と結びつけて、「子どもの権利」（特に条例に規定された８つの権利）の視点から出来事や困りごとを考えるきっかけをつくれます。

●早期発見・早期支援につなげる

自分のモヤモヤの正体を明らかにし、深刻化する前に必要な相談・支援への接続を行いやすくします。

●安心・安全な関係づくりの基盤になる

工夫された空間やそこにいるスタッフが、子どもにとって話しやすい場として機能し、安心感を積み重ねる機会になります。

●センターの役割を広く伝える（周知の場）

「まもルーム」を知ってもらい、困ったときに思い出してもらえる関係性をつくれます。

III. 成果と課題、今後の展望

この一年、擁護委員、相談員、事務局職員とともに、子どもオンブズワークを中心に据えながら、相談対応・支援の充実と普及啓発の拡充に取り組んできました。開設初年度に浮かび上がった課題――「権利擁護センターの活動について知る機会を十分につくれていないこと」「子ども自身が子どもの権利を学び活用する機会を確保するような具体的な提案ができていないこと」「私立学校や民間事業者と子どもの権利について考える機会を十分にとれたとはいえない状況であること」――を踏まえ、令和７（2025）年度は、特に“アクセス（届くこと）”と“エンパワメント（主体的に活用できること）”の両面を補完することを意識して活動を進めてきました。成果について考察してみると、以下のようになります。



第１に、相談対応を通じた権利保障の実践が蓄積してきました。

相談者の思いを丁寧に受け止め、子どもの最善の利益を第一に考慮しながら、必要に応じて関係機関・育ち学ぶ施設への聞き取りや子どもの気持ちの代弁をはじめとした調整を行い、権利が保障されるよう働きかける取組みを重ねてきました。相談が単に困りごとの解消にとどまらず、子どもの意向の把握と、関係者間の共通理解形成を通じた問題解決につながるケースが増えてきた点は大きな成果であると考えます。

第２に、普及・啓発の効果が広がり、問い合わせ・相談の入口が明確になりました。

令和６年度の課題を受け、周知を「知ってもらうこと」にとどめず、子どもが「まもルーム」を気軽に利用するきっかけを増やすことに注力してきました。学校・育ち学ぶ施設等に足を運び、センターの基本理念と対応方法を具体的に共有することで、相談につながるケースもみられました。

第３に、子どもが子どもの権利を学び活用する機会を設けることができました。

センターを身近に感じてもらうための取組みとして、センターの愛称づくり等の参加型の活動や「まもルームカフェ」、道徳授業地区公開講座などでの子どもの権利学習を通じて、子どもが子どもの権利を自分ごととして考える入口をつくることができました。今後は、こうした学び、対話し、活用する機会をさらに増やしていきたいと考えています。

第４に、公私立や民間事業者も含めて、子どもの権利について学び、考える必要性が共有されるようになってきました。

育ち学ぶ施設や地域の関係者との対話を通じて、子どもの権利を尊重する教育や子ども支援についての研修の必要性が認識されるようになりました。民生児童委員の主任児童委員部会や合同園長会での研修への参加、子どもの権利の日イベントをはじめとした各種イベントへの出展は、こうした成果を確認できた活動であったように思われます。すでに、研修・意

見交換等の機会の創出につながってきており、今後の広がりに期待しています。

一方で、子どもの相談へのハードルをなお十分に下げきれていません。周知・広報は進みましたが、子どもが自分の困りごとを権利の問題として捉え、安心して相談につなげるまでにはハードルがあります。特に、家庭や育ち学ぶ施設の中で相談しづらい子どもへの情報到達には、さらなる工夫が必要です。また、子どもの権利を知ったうえで、日常生活に活用することとの結び付きにも課題があるように思われます。今後は、家庭や育ち学ぶ施設のなかで学習機会を増やすとともに、「学んだことを、困ったときにどう使うか」という視点を子どもが持てるよう、参加型取組みの機会を創出していくことが重要と考えています。

引き続き、活動を通じて「子どもの最善の利益を尊重する社会の実現」を目指していきたいと思っていますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

武蔵野市子どもの権利擁護委員　　半田　勝久

ちょっとひといき

～ミミワンの着ぐるみ～



令和８年２月、待望のミミワンの着ぐるみが完成しました。ハナミズキのポーチは取り外しができ、ふわふわのしっぽや上下に動く手の仕草も愛らしく、「まもルーム」職員一同、完成した姿に大満足です。

写真は、着ぐるみのお披露目に合わせて小美濃市長を訪問した際の一枚です。お部屋に入る際には、入口で少しつかえてしまう微笑ましいハプニングもありましたが、無事に記念撮影をすることが出来ました。

これから、さまざまな場面でミミワンが活躍してくれることを楽しみにしています。

６　令和７年度の活動を振り返って

武蔵野市子どもの権利擁護委員　代表　　橋詰　穣



「まもルーム」の２年度目は、すばらしい仲間（相談・調査専門員）を新たに迎えたことから始まり、振り返れば、３名体制となった相談・調査専門員の力が大いに発揮された１年となりました。

アウトリーチ活動では、子どもの権利を紹介する掲示物などを、子どもにわかりやすく、親しみやすいものにするための工夫を凝らし、ブースや部屋を素敵な雰囲気に作り上げてくれました。個別の相談活動でも、相談にきた子どもの気持ちを受け止めて寄り添い、子どもが安心して気持ちを話せるよう本当に粘り強く努力を重ねてくれました。最前線で子どもたちと向き合い、時には私たち権利擁護委員以上に子どもの目線に立って、子どもの気持ちを考えてくれる相談・調査専門員の皆さんと一緒に仕事ができることを誇りに思います。



これからも長く、この仲間たちとたくさんの思いを分かち合えたらと強く願っています。

武蔵野市子どもの権利擁護委員　　中　智美

武蔵野市子どもの権利擁護センター「まもルーム」は、皆様のご理解とお力添えをいただき、滞りなく２年目の活動を行うことができました。感謝申し上げます。

昨年度、名付けていただいた「まもルーム」という愛称もすっかり定着し、今年度は「まもルーム」の仲間づくりに力を注いだ１年でした。市民の皆様の交流と活動の拠点である「武蔵野プレイス」で「まもルームカフェ」を開催したこともその一つです。立ち寄ってくれた多くの子どもたちと、日常にある「子どもの権利」について一緒に考えることができました。また、埼玉県三芳町で開催された 2025 年度（第 22 回）「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウムでは、「まもルーム」の活動を報告し、全国の自治体関係者に向けて実践を発信しました。市内の育ち学ぶ施設の関係者や他自治体の子どもの権利擁護機関との交流は、私たちの貴重な学びの機会となっています。今後も積極的に意見交換を行っていきたいと思います。



そして、「まもルーム」に関わってくれた子どもたちの成長を間近で感じられたことは、素晴らしい経験となりました。子どもたちとの出会いや活動を通じてつながった方々との交流の中で、「まもルーム」も成長していきたいと思っております。

相談・調査専門員より

相談・調査専門員



「まもルーム」には、カプセルトイが置いてあります。相談に来た子どもたちに回してもらっており、子ども向けのイベントにカプセルトイが出張することもあります。カプセルの中には、武蔵野市が子どもにとって特に大切にしている８つの権利が描かれた消しゴム８種類が入っています。

そしてこのカプセルトイには謎の力があるのです。不思議なことに、今のその子にとってピッタリの権利の消しゴムが出るのです。頑張りすぎて疲れてしまった子には「休息する権利」が、対人関係で困っている子には「自分の気持ちを尊重される権利」が出るなど。出てきた消しゴムをじっと見つめ、大切に持って帰ってくれます。宿題や課題に追われている子に「遊ぶ権利」の消しゴムが出ると、とても盛り上がります。カプセルトイは「まもルーム」の一員として、今日もがんばっています！







相談・調査専門員



「まもルーム」で相談員として活動するようになり、自分自身の子どもの頃を自然と振り返ることが多くなりました。

私が子ども時代に経験した中で特に印象深く残っていることがあります。それは中学３年の時に関西から九州に転校した際に感じたことです。住み慣れた環境から新しい環境へ移り、新たな学校の文化や価値観、クラスの雰囲気、先生や友達に慣れようと気を張る日々を過ごしていました。

徐々にクラスに馴染んでいく中で、ふと「私って環境や相手によって、少しずつ自分を変えているんだ。私の中にいろんな面があるんだ。」とすごく当たり前のことに気づき、新たな自分の一面を発見したように感じたことでした。

最近はよく「多様性」という言葉を耳にしますが、一人ひとりに多様な面があることを忘れずに、相談員の一人として、子どもの声を大切にしながら一緒に考えていきたいと思います。



相談・調査専門員

「まもルーム」のランチタイムはなごやかです。朝からみんなで今日のお弁当は何を頼もうか、どこに食べに行こうかと、わくわくしている日もあります。カレンダーには「エビフライ」とか「カレー」とかの書き込みがあって、当日を楽しみにしていることも少なくありません。定例会の日も擁護委員のスケジュールが合えば、みんなで同じお弁当を食べます。おやつをいただくこともあります。擁護委員が何も食べずに次のスケジュールに向かおうとしているときは、お母さんのような気持ちで心配になります。食べることは大事です。ぺこぺこでは力が湧きません。多少忙しくても、みんなでおしゃべりしながらごはんを食べていると、大変なことも何とかなりそうな気がしてきます。こころにゆとりが生まれてくるように感じます。

自分でも気づかないうちに、こころが窮屈になっていることがあります。少しのゆとりもないと「まもルーム」の活動も窮屈になる気がします。自分のためにも「まもルーム」のためにも、今日も明日もこれからもごはんをおいしく食べて、みんなでゆとりを作っていきたいです。





Ⅲ　参考資料

１　こどものけんりってなぁに？（第 11 号、第 12 号）

２　啓発ブース　掲示資料

３　子どもの権利擁護センター愛称候補選定ワークショップ
当日資料

４　武蔵野市子どもの権利条例

５　武蔵野市子どもの権利擁護委員による子どもの権利擁護に
関する規則

こどものけんりってなぁに？（第 11 号）



こどものけんりってなぁに？（第12号）







啓発ブース　掲示資料

子どもの権利擁護センター「まもルーム」

武蔵野市子どもの権利条例に基づき、子どもの権利が侵害された場合の救済を行うことなどを目的として、昨年10月1日に**武蔵野市子どもの権利擁護センター「まもルーム」**を開設しました。

Q. 子どもの権利擁護センター「まもルーム」とは？

武蔵野市子どもの権利条例（以下「条例」）第27条第2項に規定している子どもの権利擁護委員の職務※　を具体的に行うために市長が設置するもので、次の3つで構成されています。

① 子どもの権利擁護委員
② 擁護委員を補佐する「相談・調査専門員」
③ 事務局担当職員

※子どもの権利擁護委員の職務
1　子どもの権利の侵害についての相談に応じ、必要な支援をすること。
2　子どもの権利の侵害について、必要な調査をすること。
3　子どもを権利の侵害から救済することを目的として、関係者間の調整を行うこと。
4　子どもの権利の保護に関し、市に意見を述べること。
5　子どもの権利の保護に関し、普及啓発を推進すること。





「まもルーム」内部（西棟7階）





Q. ①子どもの権利擁護委員ってなに？

子どもの権利を守るとともに、子どもの権利が侵害された場合の救済を行うことを目的とし、市長の附属機関としておかれ、次の4つの機能があるといわれています。

(1)子どもの相談対応（個別救済機能）
②制度改善機能
③モニタリング（チェック）機能
④子どもの権利についての普及啓発、教育機能


半田委員（大学教授）


中委員（公認心理師）


橋詰委員（弁護士）



個別の相談対応を通じて、子どもの権利の視点から制度の改善点等を見つけ、附属機関として市に意見していく役割をもっていることがこれまでの相談機関と大きくことなる点です。

また、今までの公的機関では丁寧な対応が難しい相談、例えば「●●ちゃんと暗唱して悩んでいる」「親の転勤により引っ越しがあるが行きたくない」等にも子どもが問題解決の主体であるという視点をもって、丁寧に寄り添っていくことも特徴です。

武蔵野市の擁護委員は、大学教授、弁護士、公認心理師の3名で、みなさんとても気さくで熱意のある方々です♪

月に2回全員が集まる会議の日と、これとは別にいずれかの擁護委員が週に1回程度出勤します。この日は相談対応やケース検討、関係者との調整、啓発活動等を行っています。

Q. ②相談・調査専門員ってなに？

子どもの権利擁護委員を補佐するために任用されている会計年度任用職員（パートナー職員）です。子ども達からの相談を受けたり、子どもの権利の啓発を行う等、非常勤特別職である子どもの権利擁護委員の手足となって動くイメージ。現在3名で、それぞれ認定心理士、精神保健福祉士、社会福祉士の資格を持っています。



Q. ③事務局担当職員とは？

現在事務職が1名。センターの予算執行等、管理運営に関する業務を行っています。実は、個別の相談対応にはタッチしません。相談の結果によっては、他の市長部局の所管する制度等に対して擁護委員が意見をいうこともありうるため、附属機関としての独立性に配慮する必要があるためです。



子どもの権利擁護センター「まもルーム」は、子ども子育て支援課とともに子どもの権利条例や子どもの権利の普及啓発、当センターの周知活動も行っています。

昨年11月4日の「子どもの権利の日イベント」では、ミュージカル“オズの魔法使い”を武蔵野市民文化会館で上演しました。1,000名を超える方が来場し、会場では子どもの権利に関する掲示や、ミミワングッズの配布を行いました。

3月30日の「武蔵野桜まつり」では、当センターの愛称の投票とともに周知活動を兼ねて、子どもたちにスポーツスタッキングに挑戦してもらいました。

また、昨年度は市内の小中学校3校にて子どもの擁護委員による授業や講演会を行いました。

今年度は武蔵野プレイスの青少年フロアやむさしのクレスコーレ、むさしのエコreソートなどに出向き、直接子どもたちに会い、「まもルーム」を知ってもらう活動を行っています。また、子どもの権利授業の取り組み等をより進めていきます。





子どもの権利の日イベント



子どもの擁護委員による講演会の様子



子どもの権利擁護センター「まもルーム」の相談受付

・月、火、水、金曜日　13:00～17:00
・電話、来所、メール（相談専用フォーム）、手紙で相談可
・子ども専用フリーダイヤル：0120-634-331（おまもりのコラソン）
・大人用：0422-60-1951

内覧会

9月17、20日に職員向け、9月24、26日に市民向けの内覧会を行い、合計115名の方にお越しいただきました。







開設セレモニー

10月1日に開設セレモニーを行いました。市長をはじめ、副市長、教育部長などにご出席いただき、ミミワンパネルの除幕式などを行いました。







子どもの権利擁護センター愛称候補選定ワークショップ　当日資料①

武蔵野市子どもの権利擁護センターの
愛称を決めるワークショップ（午後1時30分～）

①自分のグループの席にすわって

②よばれたい名前をシールに
書いて、むねにはってね

○○○○

1

武蔵野市子どもの権利擁護センターの
愛称を決めるワークショップ（午後1時30分～）

ごあいさつ
自己紹介

2

本日の内容

午後4時30分ごろ
おわり

①ゲーム
②子どもの権利（けんり）ってなぁに？
③子どもの権利擁護（けんりようご）センター見学
＜休み時間＞
④自己紹介（じこしょうかい）＆ゲーム
⑤グループワーク①「子どもの権利擁護（けんりようご）センター
はどんな場所になったらいいと思う？」
＜休み時間＞
⑥グループワーク②「愛称（あいしょう）の候補（こうほ）を
えらんでみよう！」
⑦記念撮影（さつえい）、参加証（さんかしょう）、
クオカードもらう
⑧アンケート記入

3

■はじめる前に

①よばれたい名前のシールはってある？
②トイレは部屋を出て左です。
（わたりろう下、階だんには行かないで）
③休み時間には、**飲み物とおかしを**どうぞ
（紙コップに自分の名前を書いてね）
④**アレルギー**のある人は気をつけて
⑤**気分が悪くなったら**、声をかけてね
⑥**写真**をとるけど、顔が映りたくない人は教えてね
⑦**自分が写真を撮りたいとき**は、映る人にOKを
もらってね
（SNSで使いたいときは、そのことも伝えて）

4

ゲーム
「自分は何者なんだ？」

5

ルール説明

①自分のせなかにかけられた名札が
何かをあてるゲームです。
②ほかの人に何かしつ問して「はい」か
「いいえ」で答えてもらいます。
③答えてあげた人は、今度は自分がしつ
問して答えてもらいましょう。
④同じ人に続けて質問するのは２回まで

6

ヒント

①みなさんは、**動物か野菜**です。
②自分が何者かわかったら、きいてみま
しょう。「わたしは○○ですか？」
③たくさんしつ問した人が早く答えがわかる。
④少しだけ見本をみせます。

ルールがわかったら、**右となりの人のせなかに
見えないように名札をかけて**あげてあげましょう！

7

ゲームスタート

制限時間５分

答えがわかったひとは横によけて見ててね

8

半田委員へ
バトンタッチ！

よろしくお願いします。

9

子どもの権利擁護
センターの見学

10

休み時間

２時40分まで

11

ゲームの前に自己紹介

・名前
・ワークショップに参加
したのはどうして？など

12

ルール説明

①○○といえば？としつ問するので、他の
人にみえないように紙に書いてください。
②１回目は、好きに書いてください。
２回目は、なるべくグループの人と同じ
答えになるように考えてください。
③書いた答えは、「せーの」で見せ合い
ます。
④おたがいの答えをみて色々きいてみよう

14

ゲーム
「○○といえば」

13

１回目

いま自分にとって一番たいせつだと思う
権利はどれ？（すきに書いて）

※クリアファイルを見てえらぼう！

15

２回目

もし１つだけなくなってしまうとしたら
どの権利をえらぶ？
（グループでそろうように書いて）

※クリアファイルを見てえらぼう！

16

子どもの権利擁護センターの役割

相談にのっていっしょに考えます。関係する人にあなたの気持ちを伝えたり、協力をお願いすることもできます。

おとなが子どもの権利を大切にしているかチェックします。

子どもにとってよくないルールやしくみを見つけたら直すように意見できます。

子どもの権利についてみんなに知ってもらうための活動をします。

17

グループワークのルール

①人の話は最後まで聞こう。
②みんなが話せるように、自分の話が
長くなりすぎないようにしよう。
③考えは人それぞれ。自分とちがう意見
でも「ちがう」「反対」はやめよう
④わからないことはすぐきいてみよう。
⑤**みんなで協力して楽しもう！**

18

子どもの権利擁護センター愛称候補選定ワークショップ　当日資料②

グループワークのルール

①**中学生**はが中心になって、話を
進めよう。（大人も手伝うよ）
②グループでの話し合いを**発表する人**は、
今日から１番たん生日が近い人
（メモは大人がとってくれるよ）

19

グループワーク①

子どもの権利擁護センターは
どんな場所になったら
いいと思う？

時間：３時15分まで

20

グループワーク①　発表

【A】
・
・
・
【B】
・
・
・
【C】
・
・
・

21

休み時間

３時35分まで

22

なんで愛称（ニックネーム）をつけるのか？

①親しみをもってもらえる。
身近に感じてもらえる。
②言いやすい名前になる。
③おぼえてもらいやすい。
④特ちょうが伝わりやすい。

23

例として・・・

・せたホッと（世田谷区）
・ほっとルーム（西東京市）
・ポカコロ（中野区）
・なごもっか（名古屋市）

24

愛称が決まるまで

①今日、候補を３～６に決める。
②愛称になってよいかチェック
③投票（４月中旬～５月）
④決定！

25

愛称が決まると・・・

①センターの入口に看板を
つける。
②リーフレットの表紙にのせる

26

愛称



27

グループワーク②

愛称の候補を**２つ**えらぼう
理由も教えてね

時間：４時５分まで

28

グループワークのルール

①人の話は最後まで聞こう。
②みんなが話せるように、自分の話が
長くなりすぎないようにしよう。
③考えは人それぞれ。自分とちがう意見
でも「ちがう」「反対」はやめよう
④わからないことはすぐきいてみよう。
⑤**みんなで協力して楽しもう！**

29

グループワークのルール

①**中学生**はが中心になって、話を
進めよう。（大人も手伝うよ）
②グループでの話し合いを**発表する人**は、
今日から２番目にたん生日が近い人
（メモは大人がとってくれるよ）

30

グループワーク②　発表

【A】
①
②
【B】
①
②
【C】
①
②

31

お礼のことば

32

記念撮影

33

これからのこと

３月30日　さくらまつり
４月15日～投票スタート（予定）
５月25日　わんぱく相撲

34

最後に

①**参加証、クオカード**をもらう。
②**アンケート**と**受領書**を書いて
わたす。
③**ガチャガチャ**をして、グッズを
もらってね。

今日はありがとう！
気をつけて帰ってね

35

武蔵野市子どもの権利条例

目次

前文
第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　保障すべき子どもの権利（第３条―第５条）
第３章　子どもの権利を保障するための役割（第６条―第９条）
第４章　子どもを支える人々への支援（第 10 条―第 12 条）
第５章　子どもにやさしいまちづくりの推進（第 13 条―第 20 条）
第６章　子どもの安全と安心の確保（第 21 条―第 26 条）
第７章　子どもの権利擁護の仕組み（第 27 条―第 29 条）
第８章　条例の推進体制（第 30 条・第 31 条）
付則

すべての子どもには、ひとりの人間としての権利があります。
子どもは、一人ひとりかけがえのない存在です。すべての子どもは、どのような理由によっても差別されず、安心して他の人々とともに生きることができるよう、その権利と尊厳が守られます。
子どもは、その気持ちや願いを尊重され、愛されて育つことが大切です。子どもには幸せに生きる権利があり、より良く生きるための幸福感が高められることが重要です。
子どもが暮らし、育つまちは、その一員である子どもにやさしいまちであるべきです。
武蔵野市は、子どもの権利条約に基づき、市民とともに、子どもの最善の利益を尊重する社会の実現を目指し、この条例を定めます。
そして、次に掲げる子どもたちのことばが実現できるまちを目指します。
「わたしたち子どもは、未来の希望となる種で、無限の可能性や能力があり、それらを発揮することができます。
わたしたちは、平和に生活することができ、さらに豊かで充実した人生を歩むことができます。
わたしたちは、おとなと同じように意見を言い、話し合うことができます。
わたしたちは、自分らしく生きるために、自分で考えて行動することができます。自分の夢を、自由に考えて決めることができます。
そのためには、わたしたちだけではできないこともあり、おとなの協力や支援が必要です。
未来の社会をつくるわたしたちは、知りたいことを学び、十分な教育を受けることで成長できます。
わたしたちは、不安に感じたり、なやんだり、困ったりしたときに、信頼できる人がいる場所で、相談したり、助けを求めたりすることができます。
おとなと子どもは、お互いの権利を理解し尊重し合うことで、それぞれの権利を守ります。
また、わたしたち子どもは、お互いを尊重し合って行動することができます。
わたしたちは、自分自身のことを大切に思い、幸せを感じられるよう、これらのことを願います。
そして、これらの願いが届くようなまちであることを望みます。」

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、児童の権利に関する条約（平成６年条約第２号。以下「子どもの権利条約」といいます。）、日本国憲法その他関連する法令などに基づいて、現在と将来の子どもにとって大切な権利を保障するため、市、市民、保護者および育ち学ぶ施設の役割を明らかにするとともに、権利の主体である子どもが家庭、育ち学ぶ施設、地域などの一員として、自分らしく安心して暮らすことができるまち、子どもの権利が尊重されるまちをつくることを目的とします。

（言葉の意味）

第２条　この条例において、次に掲げる言葉の意味は、その言葉の後に説明されているとおりです。

（１）　市　市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会および市議会をいいます。

（２）　市民　武蔵野市の区域内（以下「市内」といいます。）に住所を有する者、市内にある育ち学ぶ施設に在籍する者、市内にある事務所または事業所に勤務する者および市内にある事務所または事業所において事業活動その他の活動を行う者または団体をいいます。

（３）　子ども　18 歳未満の市民（団体を除きます。）その他これらの者とひとしく権利を認めることが適当と認められる者をいいます。

（４）　保護者　子どもを現に養育する親と里親その他の親に代わり子どもを養育する者をいいます。

（５）　育ち学ぶ施設　市内にある、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に定める児童福祉施設、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に定める学校（以下「学校」といいます。）その他子どもが育ち、学び、活動するために利用する施設をいいます。

第２章　保障すべき子どもの権利

（子どもにとって大切な子どもの権利）

第３条　子どもは、子どもの権利条約に基づき、権利の主体として子どもの権利が保障されます。この場合において、次に掲げる子どもの権利は、特に大切なものとして保障されなければなりません。

（１）　安心して生きる権利

（２）　自分らしく育つ権利

（３）　遊ぶ権利

（４）　休息する権利

（５）　自分の意思で学ぶ権利

（６）　自分の気持ちを尊重される権利

（７）　意見を表明し、参加する権利

（８）　差別されずに生きる権利

（子どもの権利の普及啓発）

第４条　市は、市民、育ち学ぶ施設の関係者および市職員に対し、子どもの権利の普及啓発を行います。

２　市は、市民が子どもの権利について理解と関心を深めることができるよう、武蔵野市子どもの権利の日を定めます。

３　武蔵野市子どもの権利の日は、11 月 20 日（国際連合総会において子どもの権利条約が採択された日）とします。

（子どもの権利を学ぶ機会の保障）

第５条　市と育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが子どもの権利を知り、自分と他の人の権利の大切さについて主体的に学ぶ機会を保障します。

第３章　子どもの権利を保障するための役割

（市の役割）

第６条　市は、子どもの権利を保障するため、子どもに関する施策を総合的に実施するとともに、市民、保護者および育ち学ぶ施設の関係者と連携し、子どもにやさしいまちづくりを推進します。

（市民の役割）

第７条　市民は、子どもが権利の主体であることを認識し、子どもとともに、子どもにやさしいまちをつくることを目指します。

２　市民は、子どもがすこやかに育ち、地域の中で安心して過ごすことができるよう、子どもを見守り、支援す　ることに努めます。

３　市民は、市が実施する子どもの権利を保障するための施策について可能な範囲で協力します。

４　事業者（市民のうち、市内で事業を営む法人その他の団体と個人をいいます。）は、事業活動を行う中で、仕事と子育てを両立できる環境をつくるよう努めます。

（保護者の役割）

第８条　保護者は、子どもの人格と尊厳を尊重し、子どもが大切な存在として受け入れられ、愛されて育つことのできる環境を確保し、子どもの権利が保障されるよう努めます。

（育ち学ぶ施設の役割）

第９条　育ち学ぶ施設の関係者は、市、市民および保護者と連携し、子どもの権利を保障するための取組を推進します。

第４章　子どもを支える人々への支援

（保護者と家庭への支援など）

第 10 条　市は、保護者が子どもの権利を保障するために必要な環境を確保できるよう、それぞれの家庭の状況に応じた適切な支援を行います。

２　市と育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが家庭内で年齢に合わない過度な責任または役割を負わされること、子どもとして必要なものが与えられないことなどの理由により子どもの権利を侵害された状況におかれることのないよう、子どもと家庭へ必要な支援と啓発を行います。

（育ち学ぶ施設への支援）

第 11 条　市は、育ち学ぶ施設における子どもの権利を保障するための取組に対し、必要な支援を行います。

２　市は、育ち学ぶ施設の関係者が専門性を高めるための研修と研究に自主的に取り組むことができるよう、必要な支援に努めます。

３　市は、育ち学ぶ施設の関係者が働きやすい環境を整えることができるよう、必要な支援を行います。

（市民活動への支援）

第 12 条　市は、市民による子どもの権利を保障するための活動に対し、必要な支援に努めます。

第５章　子どもにやさしいまちづくりの推進

（自分らしく居られる場所）

第 13 条　市は、子どもが自分らしく居られる多様な居場所づくりを推進します。

２　市と市民は、家庭、育ち学ぶ施設その他多様な地域活動の場が子どもの安心できる居場所となるよう努めます。

３　市は、子どもが休息を必要とする場合に育ち学ぶ施設の活動その他の活動などを休み、多様な居場所で過ごすことについて、市民、保護者および育ち学ぶ施設の関係者の理解が得られるよう、必要な啓発に努めま

す。

（年齢、発達などに応じた居場所）

第 14 条　市は、子どもの年齢、発達などに応じた遊びと育ちのための専用の居場所の確保とその居場所において支援を行う人材の育成に努めます。

２　市は、乳幼児期の子どもと保護者のための居場所づくりを推進します。

３　市と市民は、子どもの利用する公共施設において子どもとおとながお互いを尊重しながら居場所をともに利用できるよう、工夫に努めます。

４　育ち学ぶ施設の関係者は、当該施設が子どもの年齢、発達などに応じた居場所であるよう、子ども一人ひとりが大切にされる環境の整備に努めます。

（多様な学びの場）

第 15 条　市は、何らかの理由により学校に通うことのできない子どもが自らの社会的自立を目指し、自らに適した学びの場を選択できるよう、多様な学びの場の拡充に努めます。

２　市は、学校以外の多様な学びの場においても、子どもが安心して学ぶことができるよう、環境の整備と子ど　も一人ひとりの状況に応じた支援を行うよう努めます。

（子どもからの相談）

第 16 条　市は、子どもが身近な場所での関係づくりを通じて困りごと、不安に感じることなどを気軽に話すことができるよう、多様な相談の場づくりを推進します。

２　市は、子どもから直接、相談を受けることのできる窓口を設けます。

３　育ち学ぶ施設の関係者は、当該施設で子どもが安心して相談できる体制の整備に努めます。

４　市は、子どもからの相談を受けた者が必要に応じて子どもを適切な支援につなぐことができるよう、多様な相談の場と関係機関との連携体制の整備に努めます。

５　市は、暴力、虐待、体罰、いじめなどを受けている子どもが安心して相談することができるよう、適切な相談手段の整備、子どもへの子どもの権利の学習の推進および虐待などに気づくことができる支援者の育成に努めます。

６　子どもからの相談を受けた者は、その相談に関する秘密を守らなければなりません。

（子どもの意見表明）

第 17 条　子どもは、自由に自分の意見を表明することができます。

２　子どもは、意見を表明したことによる不利益を受けません。

３　子どもは、自分の意見と同じように、他の人の意見を大切にし、尊重します。

４　市、市民および育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが意見を表明しやすい環境の整備に努めます。

５　市、市民および育ち学ぶ施設の関係者は、年齢、発達などの理由によって、自分でうまく意思を伝えられない子どもに対して、その意思をくみ取り、必要に応じて子どもの意見を代弁するよう努めます。

６　市、市民および育ち学ぶ施設の関係者は、子どもに関係のあることを決めるときは子どもの意見を聴き、その意見を尊重し、子どもの最善の利益が優先されるよう考慮します。

７　市は、子どもの意見の表明が促進されるよう、子どもの意見の表明を支援する人材の育成に努めます。

（子どもの参加）

第 18 条　子どもは、市民の一員として、市のまちづくりに参加することができます。

２　市は、子どもに関する施策と計画の決定、これらの実施結果の評価などを行うときはおとなと同じように子どもにも市民として意見を表明できる機会を設けるよう努めます。

３　市は、子どもが市政に対して意見を表明し自ら施策の実現に関わるための多様な仕組みづくりを推進します。

４　市民と育ち学ぶ施設の関係者は、子どもの多様な社会参加に協力するよう努めます。

５　市は、子どもが社会参加の楽しさを味わうことができるよう、子どもの社会参加を促進するための人材の育成に努めます。

６　育ち学ぶ施設の関係者は、当該施設の運営と活動に子どもの意見を取り入れることまたは子どもが参加することもしくは決定に関わることができるよう努めます。

７　市は、子どもの利用する公共施設について、その運営に子どもの意見が取り入れられ、または参加できる仕組みづくりに努めます。

（子ども一人ひとりに合わせた支援）

第 19 条　市は、子どものおかれた状況に応じて、一人ひとりに合わせた支援を行うよう努めます。

２　市は、市民と育ち学ぶ施設の関係者が子ども一人ひとりに合わせた配慮ができるよう、必要な支援に努めます。

（子どもからおとなへの移行支援）

第 20 条　市は、おとなへと移行する時期の子どもが社会的自立のための支援を必要とする場合、18 歳以上であってもその支援を継続して受けることができるよう、環境の整備に努めます。

第６章　子どもの安全と安心の確保

（子どもの安全）

第 21 条　市は、子どもを犯罪、事故その他の危害から守るため、市民と協力して子どもの安全の確保に必要な施策を推進します。

２　市と育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが安全に活動を行うことができるよう、環境の整備を行います。

３　市と育ち学ぶ施設の関係者は、子どもに関する事件または事故が発生した場合は、ただちに子どもの命を守り、安全を確保するための対応を取るとともに、原因の究明と再発の防止に取り組みます。

（暴力、虐待および体罰の防止）

第 22 条　子どもに対する暴力、虐待および体罰は、子どもの権利を侵害する行為であり、誰であっても、どのような理由があってもしてはなりません。

２　市、市民および育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが暴力、虐待および体罰を受けることなく、安心して暮らすことができるよう、必要な環境の整備に努めます。

３　市は、子どもに対する暴力、虐待および体罰の防止のため、市民と育ち学ぶ施設の関係者に対し、必要な啓発に努めます。

４　市は、暴力、虐待または体罰を受けた子どもを迅速かつ適切に支援するため、児童相談所をはじめとした関係機関と協力し、必要な取組を行います。

（いじめの防止）

第 23 条　いじめは、子どもの権利を侵害する行為であり、誰であっても、どのような理由があってもしてはなりません。

２　市と育ち学ぶ施設の関係者は、子どもがいじめを受けることなく安心できる環境を整え、互いに連携していじめの防止等に取り組みます。

３　市と育ち学ぶ施設の関係者は、子どもに対するいじめがあった場合、ただちにいじめをとめ、被害にあった子どもを守るとともに、いじめをした子どもに対しても必要な支援を行います。

（武蔵野市いじめ防止基本方針と武蔵野市いじめ防止関係者連絡会）

第 24 条　市は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」といいます。）第 12 条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針である武蔵野市いじめ防止基本方針を定めます。

２　市は、法第 14 条第１項の規定に基づき、武蔵野市いじめ防止関係者連絡会をおきます。

３　武蔵野市いじめ防止関係者連絡会の組織と運営に関する必要な事項は、教育委員会が規則で定めます。

（武蔵野市いじめ問題対策委員会）

第 25 条　教育委員会は、法第 14 条第３項の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を実効的に推進するため、教育委員会の附属機関として、武蔵野市いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」といいます。）をおきます。

２　対策委員会は、教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策について必要な事項を調査審議し、答申します。

３　対策委員会は、いじめの防止等のための対策について、必要があると認めるときは、教育委員会に意見を述べることができます。

４　対策委員会は、武蔵野市立の小学校と中学校において、法第 28 条第１項に規定する重大事態が発生した場合には、同項に規定する組織として同項に規定する調査を行い、その結果を教育委員会に報告します。

５　対策委員会の委員の定数は、10 人以内とします。

６　対策委員会の委員は、いじめの防止等に関する見識を有する者またはいじめの防止等に関係する機関もしくは団体を代表する者などのうちから教育委員会が委嘱または任命します。

７　対策委員会の委員の任期は２年とし、再任することができます。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

８　対策委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後も同様とします。

９　前各項に定めるもののほか、対策委員会の組織と運営に関する必要な事項は、教育委員会が規則で定めます。

（武蔵野市いじめ問題調査委員会）

第 26 条　市長は、法第 30 条第１項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処または当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、同条第２項の規定に基づき、市長の附属機関として、武蔵野市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」といいます。）をおきます。

２　調査委員会は、市長の諮問に応じ、法第 28 条第１項に規定する調査の結果について、法第 30 条第２項に規定する調査（以下「再調査」といいます。）を行い、その結果を答申します。

３　調査委員会の委員の定数は、５人以内とします。

４　調査委員会の委員は、いじめの防止等に関する見識を有する者で、対策委員会の委員以外の者のうちから市長が委嘱します。

５　委員の任期は、前項の規定による委嘱の日から再調査が終了する日までとします。

６　調査委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後も同様とします。

７　前各項に定めるもののほか、調査委員会の組織と運営に関する必要な事項は、市長が規則で定めます。

第７章　子どもの権利擁護の仕組み

（武蔵野市子どもの権利擁護委員）

第 27 条　市長は、子どもの権利を守るとともに、子どもの権利が侵害された場合の救済を行うことを目的とし、

市長の附属機関として、武蔵野市子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」といいます。）をおきます。

２　擁護委員は、子どもの権利を守るため次に掲げる職務を行います。

（１）　子どもの権利の侵害についての相談に応じ、必要な支援をすること。

（２）　子どもの権利の侵害について、必要な調査をすること。

（３）　子どもを権利の侵害から救済することを目的として、関係者間の調整を行うこと。

（４）　子どもの権利の保障に関し、市に意見を述べること。

（５）　子どもの権利の擁護に関し、普及啓発を推進すること。

３　擁護委員の定数は、３人以内とします。

４　擁護委員は、子どもの権利について見識を有する者のうちから市長が委嘱します。

５　擁護委員の任期は３年とし、再任することができます。ただし、補欠の擁護委員の任期は、前任者の残任期間とします。

６　市長は、擁護委員が心身の故障のために職務を行うことができないと認めるときまたは擁護委員に職務上の義務違反その他擁護委員としてふさわしくない非行があると認めるときは、これを解嘱することができます。

７　市は、擁護委員の独立性を尊重しなければなりません。

８　市と育ち学ぶ施設の関係者は、擁護委員が行う調査と調整に対して協力しなければなりません。

９　市民は、擁護委員が行う調査と調整に対して協力するよう努めます。

10　市は、擁護委員から意見を受けた場合は、これを尊重し、必要な措置をとります。

11　擁護委員は、年度ごとにその活動の内容を市長に報告します。この場合において、報告を受けた市長は、その内容を公表します。

12　擁護委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後も同様とします。

（相談・調査専門員）

第 28 条　市長は、擁護委員を補佐するため、子どもの権利に係る相談・調査専門員（以下「相談・調査専門員」といいます。）をおきます。

２　相談・調査専門員は、子ども、市民、育ち学ぶ施設の関係者などからの相談に応じ、必要に応じてその内容を擁護委員に報告します。

（権利擁護に関する必要な事項）

第 29 条　前２条に定めるもののほか、擁護委員による子どもの権利擁護に関する必要な事項は、市長が規則で定めます。

第８章　条例の推進体制

（推進計画）

第 30 条　市は、この条例に基づき、子どもに関する施策を総合的に推進するための計画（以下「推進計画」といいます。）を定めます。

２　推進計画には、子どもプラン武蔵野（市が策定する子どもに係る基本計画をいいます。）を位置付けます。

３　市は、推進計画に基づき施策を実施する際に、必要な調整、目標設定などを行います。

（評価と検証）

第 31 条　推進計画の実施結果の評価と検証は、武蔵野市子どもプラン推進地域協議会条例（平成 26 年９月武蔵野市条例第 23 号）第３条の規定に基づき、武蔵野市子どもプラン推進地域協議会が行います。

２　市は、前項の評価と検証のほか、必要に応じて、推進計画の実施結果について子どもと擁護委員の意見を

聴きます。

３　市は、第１項の評価と検証の結果と前項の意見について公表するとともに、必要に応じて改善を行います。

付　則

（施行期日）

１　この条例は、令和５年４月１日から施行します。ただし、第７章の規定は、公布の日から起算して２年を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。（令和６年２月規則第 13 号で、同年４月１日から施行）

（武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正）

２　武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和 36 年２月武蔵野市条例第７号）の一部を次のように改正します。

（次のよう略）

武蔵野市子どもの権利擁護委員による子どもの権利擁護に関する規則

（趣旨）

第１条　この規則は、武蔵野市子どもの権利条例（令和５年３月武蔵野市条例第５号。以下「条例」という。）第29条の規定に基づき、擁護委員による子どもの権利擁護に関して必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（兼職の禁止）

第３条　擁護委員は、国会議員、地方公共団体の議員及び長、政党その他の政治団体の役員又は主として市に対し請負をする法人その他の団体の役員と兼ねることができない。

２　擁護委員は、前項に定めるもののほか、擁護委員の仕事の公平な遂行に支障が生ずるおそれがある職と兼ねることができない。

（相談及び救済の申立て）

第４条　何人も、擁護委員又は相談・調査専門員に対し、子どもの権利の侵害について、相談及び救済の申立て（以下「申立て」という。）をすることができる。

（申立書等）

第５条　申立ては、擁護委員又は相談・調査専門員に申立書（第１号様式）を提出することにより行うものとする。ただし、擁護委員又は相談・調査専門員がやむを得ないと認める場合は、口頭により行うことができるものとする。

２　前項ただし書の場合において、擁護委員又は相談・調査専門員は、当該申立ての内容を口頭申立記録書（第２号様式）に記録するものとする。

（調査等）

第６条　擁護委員は、申立てがあった場合は、当該申立てについて条例第27条第２項第２号の調査をするものとする。ただし、当該申立てが次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

（１）　申立ての内容に重大な虚偽がある場合

（２）　具体的な権利の侵害が含まれない場合

（３）　擁護委員又は相談・調査専門員の行為に係るものである場合

（４）　現に裁判所において係争中である場合又は既に裁判所において判決等があった場合

（５）　現に行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定による審査請求が行われている場合又は審査請求に対する裁決を経て確定している場合

（６）　その他調査をすることが必要でない又は適当でないと擁護委員が認める場合

２　擁護委員は、前項に定めるもののほか、第４条に規定する子どもの権利に係る相談（以下「相談」という。）に基づき、必要があると認めるときは、自己の発意をもって当該相談の事実について調査をすることができる。

３　擁護委員は、第１項ただし書の規定により調査をしない場合は、調査対象外通知書（第３号様式）により、申立てをした者（以下「申立者」という。）に理由を付してその旨を通知するものとする。

（調査の同意）

第７条　擁護委員は、前条第１項又は第２項の規定により調査をする場合において、当該調査が権利を侵害された子ども又はその保護者からの申立てによる調査でないときは、同意書（第４号様式）により、当該権利を侵害された子ども又はその保護者から調査に係る同意を得なければならない。ただし、当該子どもの生命又は心

身の保護を図るために必要がある場合であって、当該子どもの置かれている状況等から、同意を得ることが困難であると認めるときは、同意を得ずに調査をすることができる。

（調査の実施）

第８条　擁護委員は、必要と認めるときは、市、保護者、育ち学ぶ施設の関係者、市民等（以下これらを「関係機関等」という。）に調査実施通知書（第５号様式）により通知したうえで、その施設に立ち入って調査をし、又は当該関係機関等に説明若しくは文書その他の物件の提出を求めることができるものとする。ただし、市及び市立の育ち学ぶ施設以外の関係機関等の施設に立ち入って調査をする場合は、当該関係機関等の同意を得なければならない。

２　擁護委員は、必要と認めるときは、専門的事項に関する学識経験を有する者等に、当該専門的事項に関する分析、鑑定等を依頼することを市長へ求めることができるものとする。この場合において、擁護委員は、個人情報の保護を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査の中止等）

第９条　擁護委員は、調査の開始後に、第６条第１項各号のいずれかに該当することとなったときその他調査の必要がないと認めるときは、調査を中止することができるものとする。

２　前項の場合において、申立者、第７条本文の規定による同意をした子ども若しくはその保護者（以下これらを「同意者」という。）又は前条第１項の規定による立入調査の対象となった関係機関等（以下「立入調査対象関係機関等」という。）があるときは、調査中止通知書（第６号様式）により理由を付してその旨を通知するものとする。

（調査の終了）

第10条　擁護委員は、調査が終了した場合において、申立者、同意者又は立入調査対象関係機関等があるときは、調査結果通知書（第７号様式）によりその結果を通知するものとする。

（調整）

第11条　擁護委員は、次の各号のいずれかに該当し、必要があると認めるときは、子どもと関係機関等との仲介をする等、条例第27条第２項第３号に規定する調整を行うものとする。

（１）　相談を受けたとき

（２）　申立てがあったとき

（意見）

第12条　擁護委員は、条例第27条第２項第４号に規定する意見を述べる場合は、意見表明通知書（第８号様式）により行うものとする。

２　前項の場合において、申立者又は同意者があるときは、その内容を通知するものとする。

（身分証明書）

第13条　擁護委員及び相談・調査専門員は、第６条第１項又は第２項の規定により調査をし、又は第11条の規定により調整を行うときは、身分証明書（第９号様式）を携帯し、請求があったときは、これを提示しなければならない。

（武蔵野市子どもの権利擁護委員の会議）

第14条　擁護委員の職務執行の一般方針その他の必要な事項を決定するため、擁護委員全員で構成する武蔵野市子どもの権利擁護委員の会議（以下「擁護委員会議」という。）を設置するものとする。

２　擁護委員会議に代表擁護委員を置き、擁護委員の互選によりこれを定めるものとする。

３　擁護委員会議は、代表擁護委員が招集するものとする。

４　擁護委員会議は、非公開とする。

５　前各号に定めるもののほか、擁護委員会議の運営に必要な事項は、代表擁護委員が別に定めるものとする。

（公印）

第15条　擁護委員の公印の名称、書体、寸法、用途及びひな型は、別表のとおりとし、その管理は、子ども家庭部子ども子育て支援課長が行う。

（武蔵野市子どもの権利擁護センターの設置）

第16条　子どもの権利の擁護に必要な支援を行うため、武蔵野市子どもの権利擁護センターを設置する。

（委任）

第17条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付　則

この規則は、令和６年10月１日から施行する。

（別表及び第１号様式から第９号様式まで省略）

令和７年度　武蔵野市子どもの権利擁護委員　活動報告書

令和８年７月　発行
武蔵野市子どもの権利擁護センター「まもルーム」
〒180-8777　東京都武蔵野市緑町二丁目２番 28 号
電話：0422-60-1964（事務局）



武蔵野市

子どもの権利擁護センター
「 まもルーム 」

ホームページはこちらへ